マンション標準管理規約(単棟型) 管理業者管理者方式を採用する場合の書き換え表(案)

凡例 赤字:管理業者管理者方式の場合における書き換え箇所

緑字:令和7年標準管理規約改正予定箇所

管理業者管理者方式の場合	マンション標準管理規約(単棟型) ※令和7年改正 パブリックコメント時点案	備考
第1章 総則	第1章 総則	
(目的) 第1条 この規約は、○○マンションの管理又は使用に関する事項等について定めることにより、区分所有者の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保することを目的とする。	(目的) 第1条 この規約は、○○マンションの管理又は使用に関する事項等について定めることにより、区分所有者の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保することを目的とする。	変更箇所なし
(定義) 第2条 この規約において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 区分所有権 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第2条第1項の区分所有権をいう。 二 区分所有者 区分所有法第2条第2項の区分所有者をいう。 三 占有者 区分所有法第6条第3項の占有者をいう。 四 専有部分 区分所有法第6条第3項の占有者をいう。 四 専有部分 区分所有法第2条第3項の専有部分をいう。 五 共用部分 区分所有法第2条第4項の共用部分をいう。 大 敷地 区分所有法第2条第5項の建物の敷地をいう。 七 共用部分等 共用部分及び附属施設をいう。 八 専用使用権 敷地及び共用部分等の一部について、特定の区分所有者が排他的に使用できる権利をいう。 九 専用使用部分 専用使用権の対象となっている敷地及	ぞれ当該各号に定めるところによる。	・第十三号に「管理者の定義」を追加する。

び共用部分等の部分をいう。

- 十 電磁的記録 電子計算機に備えられたファイル又は電 磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚 によっては認識することができない方式で作られる記録 であって電子計算機による情報処理の用に供されるもの に係る記録媒体をいう。次号において同じ。)をもって 調製するファイルに情報を記録したものをいう。
- 十一 電磁的方法 電子情報処理組織を使用する方法その 他の情報通信の技術を利用する方法であって次に定める ものをいう。
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係 る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処 理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を 通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算 機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - ロ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を 記録したものを交付する方法
- 十二 WEB 会議システム等 電気通信回線を介して、即時 性及び双方向性を備えた映像及び音声の通信を行うこと ができる会議システム等をいう。
- 十三 管理者 区分所有法第25条の管理者をいう。
- 十四 国内管理人 区分所有法第6条の2の国内管理人を いう。
- 十五 所有者不明専有部分管理人 区分所有法第46条の2 第4項の所有者不明専有部分管理人をいう。
- 十六 管理不全専有部分管理人 区分所有法第46条の8第 3項の管理不全専有部分管理人をいう。

(規約及び総会の決議の遵守義務)

- 第3条 区分所有者は、円滑な共同生活を維持するため、こ の規約及び総会の決議を誠実に遵守しなければならない。
- 2 区分所有者は、同居する者に対してこの規約及び総会の 決議を遵守させなければならない。

び共用部分等の部分をいう。

- 十 電磁的記録 電子計算機に備えられたファイル又は電 磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚 によっては認識することができない方式で作られる記録 であって電子計算機による情報処理の用に供されるもの に係る記録媒体をいう。次号において同じ。) をもって 調製するファイルに情報を記録したものをいう。
- 十一 電磁的方法 電子情報処理組織を使用する方法その 他の情報通信の技術を利用する方法であって次に定める ものをいう。
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係 る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処 理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を 通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算 機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - ロ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を 記録したものを交付する方法
- 十二 WEB 会議システム等 電気通信回線を介して、即時 性及び双方向性を備えた映像及び音声の通信を行うこと ができる会議システム等をいう。

(追加)

- 十三 国内管理人 区分所有法第6条の2の国内管理人を いう。
- 十四 所有者不明専有部分管理人 区分所有法第46条の2 第4項の所有者不明専有部分管理人をいう。
- 十五 管理不全専有部分管理人 区分所有法第46条の8第 3項の管理不全専有部分管理人をいう。

(規約及び総会の決議の遵守義務)

- | 第3条 区分所有者は、円滑な共同生活を維持するため、こ | 変更箇所なし の規約及び総会の決議を誠実に遵守しなければならない。
- 2 区分所有者は、同居する者に対してこの規約及び総会の 決議を遵守させなければならない。

(対象物件の範囲)

第4条 この規約の対象となる物件の範囲は、別表第1に記 | 第4条 この規約の対象となる物件の範囲は、別表第1に記 | 変更簡析なし 載された敷地、建物及び附属施設(以下「対象物件」とい う。)とする。

(規約及び総会の決議の効力)

- 第5条 この規約及び総会の決議は、区分所有者の包括承継 ┃ 第5条 この規約及び総会の決議は、区分所有者の包括承継 ┃ 変更筒而なし 人及び特定承継人に対しても、その効力を有する。
- の規約及び総会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を 負う。

(管理組合)

- 第6条 区分所有者は、区分所有法第3条に定める建物並び┃第6条 区分所有者は、区分所有法第3条に定める建物並び┃変頭篩ffなし にその敷地及び 附属施設の管理を行うための団体とし て、第1条に定める目的を達成するため、区分所有者全員 をもって○○マンション管理組合(以下「管理組合」とい う。)を構成する。
- 2 管理組合は、事務所を○○内に置く。
- 3 管理組合の業務、組織等については、第6章に定めると ころによる。

第2章 専有部分等の範囲

(専有部分の範囲)

- 第7条 対象物件のうち区分所有権の対象となる専有部分 は、住戸番号を付した住戸とする。
- 2 前項の専有部分を他から区分する構造物の帰属について 2 前項の専有部分を他から区分する構造物の帰属について は、次のとおりとする。
 - 一 天井、床及び壁は、躯体部分を除く部分を専有部分と する。

(対象物件の範囲)

載された敷地、建物及び附属施設(以下「対象物件」とい う。)とする。

(規約及び総会の決議の効力)

- 人及び特定承継人に対しても、その効力を有する。
- 2 占有者は、対象物件の使用方法につき、区分所有者がこ 2 占有者は、対象物件の使用方法につき、区分所有者がこ の規約及び総会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を 負う。

(管理組合)

- にその敷地及び 附属施設の管理を行うための団体とし て、第1条に定める目的を達成するため、区分所有者全員 をもって○○マンション管理組合(以下「管理組合」とい う。)を構成する。
- 2 管理組合は、事務所を○○内に置く。
- 3 管理組合の業務、組織等については、第6章に定めると ころによる。

第2章 専有部分等の範囲

(専有部分の範囲)

- 第7条 対象物件のうち区分所有権の対象となる専有部分┃雰魎励に は、住戸番号を付した住戸とする。
- は、次のとおりとする。
- 一 天井、床及び壁は、躯体部分を除く部分を専有部分と する。

- 二 玄関扉は、錠及び内部塗装部分を専有部分とする。
- 三 窓枠及び窓ガラスは、専有部分に含まれないものとす
- 3 第1項又は前項の専有部分の専用に供される設備のうち 共用部分内にある部分以外のものは、専有部分とする。

(共用部分の範囲)

げるとおりとする。

第3章 敷地及び共用部分等の共有

(共有)

第9条 対象物件のうち敷地及び共用部分等は、区分所有者 の共有とする。

(共有持分)

第10条 各区分所有者の共有持分は、別表第3に掲げるとお ┃ 第10条 各区分所有者の共有持分は、別表第3に掲げるとお ┃ 変更筒所なし りとする。

(分割請求及び単独処分の禁止)

- ることはできない。
- 2 区分所有者は、専有部分と敷地及び共用部分等の共有持 2 区分所有者は、専有部分と敷地及び共用部分等の共有持 分とを分離して譲渡、抵当権の設定等の処分をしてはなら ない。

第4章 用法

〔※住宅宿泊事業に使用することを可能とする場合、禁止 する場合に応じて、次のように規定]

- 二 玄関扉は、錠及び内部塗装部分を専有部分とする。
- 三 窓枠及び窓ガラスは、専有部分に含まれないものとす
- 3 第1項又は前項の専有部分の専用に供される設備のうち 共用部分内にある部分以外のものは、専有部分とする。

(共用部分の範囲)

第8条 対象物件のうち共用部分の範囲は、別表第2に掲┃第8条 対象物件のうち共用部分の範囲は、別表第2に掲げ┃変頭篩☆レ るとおりとする。

第3章 敷地及び共用部分等の共有

(共有)

|第9条 対象物件のうち敷地及び共用部分等は、区分所有者┃雰頭篩カトンレ の共有とする。

(共有持分)

りとする。

(分割請求及び単独処分の禁止)

- 第11条 区分所有者は、敷地又は共用部分等の分割を請求す ┃ 第11条 区分所有者は、敷地又は共用部分等の分割を請求す ┃ 変更簡析なし ることはできない。
 - 分とを分離して譲渡、抵当権の設定等の処分をしてはなら ない。

第4章 用法

〔※住宅宿泊事業に使用することを可能とする場合、禁止 する場合に応じて、次のように規定]

(ア)住宅宿泊事業を可能とする場合

(専有部分の用途)

- 第12条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使 用するものとし、他の用途に供してはならない。
- 2 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第65号) 第3条第1項の届出を行って営む同 法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用することができ る。

(イ)住宅宿泊事業を禁止する場合

(専有部分の用涂)

- 第12条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使 用するものとし、他の用途に供してはならない。
- 2 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第65号)第3条第1項の届出を行って営む同 法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用してはならない。

(敷地及び共用部分等の用法)

第13条 区分所有者は、敷地及び共用部分等をそれぞれの通 常の用法に従って使用しなければならない。

(バルコニー等の専用使用権)

- 展、窓枠、窓ガラス、一階に面する庭及び屋上テラス(以 下この条、第21条第1項及び別表第4において「バルコニ 一等」という。)について、同表に掲げるとおり、専用使 用権を有することを承認する。
- 2 一階に面する庭について専用使用権を有している者は、 別に定めるところにより、管理組合に専用使用料を納入し なければならない。
- 所有者が専用使用権を有しているバルコニー等を使用する ことができる。

(ア)住宅宿泊事業を可能とする場合

(専有部分の用涂)

- 第12条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使 用するものとし、他の用途に供してはならない。
- 2 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第65号)第3条第1項の届出を行って営む同 法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用することができ

(イ)住宅宿泊事業を禁止する場合

(専有部分の用途)

- 第12条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使 用するものとし、他の用途に供してはならない。
- 2 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第65号)第3条第1項の届出を行って営む同 法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用してはならない。

(敷地及び共用部分等の用法)

|第13条 区分所有者は、敷地及び共用部分等をそれぞれの通┃変更箇所なレノ 常の用法に従って使用しなければならない。

(バルコニー等の専用使用権)

- 第14条 区分所有者は、別表第4に掲げるバルコニー、玄関 ┃ 第14条 区分所有者は、別表第4に掲げるバルコニー、玄関 ┃ 変更簡析なし 扉、窓枠、窓ガラス、一階に面する庭及び屋上テラス(以 下この条、第21条第1項及び別表第4において「バルコニ 一等」という。) について、同表に掲げるとおり、専用使 用権を有することを承認する。
 - 2 一階に面する庭について専用使用権を有している者は、 別に定めるところにより、管理組合に専用使用料を納入し なければならない。
- 3 区分所有者から専有部分の貸与を受けた者は、その区分 3 区分所有者から専有部分の貸与を受けた者は、その区分 所有者が専用使用権を有しているバルコニー等を使用する ことができる。

変更箇所なし

(駐車場の使用)

- 第15条 管理組合は、別添の図に示す駐車場について、特定 ┃第15条 管理組合は、別添の図に示す駐車場について、特定 ┃変更簡析なし の区分所有者に駐車場使用契約により使用させることがで きる。
- 2 前項により駐車場を使用している者は、別に定めるとこ ┃2 前項により駐車場を使用している者は、別に定めるとこ ろにより、管理組合に駐車場使用料を納入しなければなら ない。
- 3 区分所有者がその所有する専有部分を、他の区分所有者 又は第三者に譲渡又は貸与したときは、その区分所有者の 駐車場使用契約は効力を失う。

(敷地及び共用部分等の第三者の使用)

- 第16条 管理組合は、次に掲げる敷地及び共用部分等の一部 ┃ 第16条 管理組合は、次に掲げる敷地及び共用部分等の一部 ┃ 変更簡重なし を、それぞれ当該各号に掲げる者に使用させることができ る。
 - 一 管理事務室、管理用倉庫、機械室その他対象物件の管 理の執行上必要な施設 管理事務 (マンションの管理の 適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以 下「適正化法」という。)第2条第六号の「管理事務」 をいう。) を受託し、又は請け負った者
 - 二 電気室 対象物件に電気を供給する設備を維持し、及 び運用する事業者
 - 三 ガスガバナー 当該設備を維持し、及び運用する事業
- 2 前項に掲げるもののほか、管理組合は、総会の決議を経 て、敷地及び共用部分等(駐車場及び専用使用部分を除 く。)の一部について、第三者に使用させることができ る。

〔※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定〕

(駐車場の使用)

- の区分所有者に駐車場使用契約により使用させることがで きる。
- ろにより、管理組合に駐車場使用料を納入しなければなら ない。
- 3 区分所有者がその所有する専有部分を、他の区分所有者 又は第三者に譲渡又は貸与したときは、その区分所有者の 駐車場使用契約は効力を失う。

(敷地及び共用部分等の第三者の使用)

- を、それぞれ当該各号に掲げる者に使用させることができ る。
 - 一 管理事務室、管理用倉庫、機械室その他対象物件の管 理の執行上必要な施設 管理事務 (マンションの管理の 適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以 下「適正化法」という。)第2条第六号の「管理事務」 をいう。) を受託し、又は請け負った者
- 二 電気室 対象物件に電気を供給する設備を維持し、及 び運用する事業者
- 三 ガスガバナー 当該設備を維持し、及び運用する事業
- 2 前項に掲げるもののほか、管理組合は、総会の決議を経 て、敷地及び共用部分等(駐車場及び専用使用部分を除 く。)の一部について、第三者に使用させることができ る。

「※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定〕

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

(専有部分の修繕等)

第17条 区分所有者は、その専有部分について、修繕、模 様替え又は建物に定着する物件の取付け若しくは取替え (以下「修繕等」という。) であって共用部分又は他の 専有部分に影響を与えるおそれのあるものを行おうとす るときは、あらかじめ、管理者にその旨を申請し、書面 による承認を受けなければならない。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

(専有部分の修繕等)

- 第17条 区分所有者は、その専有部分について、修繕、模 様替え又は建物に定着する物件の取付け若しくは取替え (以下「修繕等」という。) であって共用部分又は他の 専有部分に影響を与えるおそれのあるものを行おうとす るときは、あらかじめ、管理者にその旨を申請し、書面 又は電磁的方法による承認を受けなければならない。
- 2 前項の場合において、区分所有者は、設計図、仕様書及 び工程表を添付した申請書を管理者に提出しなければなら ない。
- 3 管理者は、第1項の規定による申請について、その承認 又は不承認を決定しなければならない。
- 4 第1項の承認があったときは、区分所有者は、承認の範 囲内において、専有部分の修繕等に係る共用部分の工事を 行うことができる。
- 5 **管理者**又はその指定を受けた者は、本条の施行に必要な **5 理事長**又はその指定を受けた者は、本条の施行に必要な 節囲内において、修繕等の箇所に立ち入り、必要な調査を 行うことができる。この場合において、区分所有者は、正 当な理由がなければこれを拒否してはならない。
- 6 第1項の承認を受けた修繕等の工事後に、当該工事によ 6 第1項の承認を受けた修繕等の工事後に、当該工事によ

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

(専有部分の修繕等)

第17条 区分所有者は、その専有部分について、修繕、模 様替え又は建物に定着する物件の取付け若しくは取替え (以下「修繕等」という。) であって共用部分又は他の 専有部分に影響を与えるおそれのあるものを行おうとす るときは、あらかじめ、理事長(第35条に定める理事長 をいう。以下同じ。) にその旨を申請し、書面による承 認を受けなければならない。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

(専有部分の修繕等)

- 第17条 区分所有者は、その専有部分について、修繕、模 様替え又は建物に定着する物件の取付け若しくは取替え (以下「修繕等」という。) であって共用部分又は他の 専有部分に影響を与えるおそれのあるものを行おうとす るときは、あらかじめ、理事長(第35条に定める理事長 をいう。以下同じ。) にその旨を申請し、書面又は電磁 的方法による承認を受けなければならない。
- 2 前項の場合において、区分所有者は、設計図、仕様書及 び工程表を添付した申請書を理事長に提出しなければなら ない。
- 3 理事長は、第1項の規定による申請について、理事会 (第51条に定める理事会をいう。以下同じ。)の決議によ り、その承認又は不承認を決定しなければならない。
- 4 第1項の承認があったときは、区分所有者は、承認の範 囲内において、専有部分の修繕等に係る共用部分の工事を 行うことができる。
- 範囲内において、修繕等の箇所に立ち入り、必要な調査を 行うことができる。この場合において、区分所有者は、正 当な理由がなければこれを拒否してはならない。

変更箇所

- ·第1項、第2項、第3項、第5項及 び第7項中の「理事長」を「管 理者」に書き換える。
- ・第3項の手続に係る「理事会の 決議により、」を削る。

- り共用部分又は他の専有部分に影響が生じた場合は、当該 工事を発注した区分所有者の責任と負担により必要な措置 をとらなければならない。
- 7 区分所有者は、第1項の承認を要しない修繕等のうち、 工事業者の立入り、工事の資機材の搬入、工事の騒音、振 動、臭気等工事の実施中における共用部分又は他の専有部 分への影響について管理組合が事前に把握する必要がある ものを行おうとするときは、あらかじめ、管理者にその旨 を届け出なければならない。

(使用細則)

第18条 対象物件の使用については、別に使用細則を定める ものとする。

(専有部分の貸与)

- 第19条 区分所有者は、その専有部分を第三者に貸与する場 合には、この規約及び使用細則に定める事項をその第三者 に遵守させなければならない。
- 2 前項の場合において、区分所有者は、その貸与に係る契 2 前項の場合において、区分所有者は、その貸与に係る契 約にこの規約及び使用細則に定める事項を遵守する旨の条 項を定めるとともに、契約の相手方にこの規約及び使用細 則に定める事項を遵守する旨の誓約書を管理組合に提出さ せなければならない。
- 3 第1項の場合において、区分所有者は、当該第三者に、 専有部分を借用した旨の届出を管理組合に提出させなけれ ばならない。

「※専有部分の貸与に関し、暴力団員への貸与を禁止する 旨の規約の規定を定める場合〕

(暴力団員の排除)

第19条の2 区分所有者は、その専有部分を第三者に貸与 する場合には、前条に定めるもののほか、次に掲げる内

り共用部分又は他の専有部分に影響が生じた場合は、当該 工事を発注した区分所有者の責任と負担により必要な措置 をとらなければならない。

7 区分所有者は、第1項の承認を要しない修繕等のうち、 工事業者の立入り、工事の資機材の搬入、工事の騒音、振 動、臭気等工事の実施中における共用部分又は他の専有部 分への影響について管理組合が事前に把握する必要がある ものを行おうとするときは、あらかじめ、理事長にその旨 を届け出なければならない。

(使用細則)

第18条 対象物件の使用については、別に使用細則を定める ものとする。

(専有部分の貸与)

- 第19条 区分所有者は、その専有部分を第三者に貸与する場 合には、この規約及び使用細則に定める事項をその第三者 に遵守させなければならない。
- 約にこの規約及び使用細則に定める事項を遵守する旨の条 項を定めるとともに、契約の相手方にこの規約及び使用細 則に定める事項を遵守する旨の誓約書を管理組合に提出さ せなければならない。
- 3 第1項の場合において、区分所有者は、当該第三者に、 専有部分を借用した旨の届出を管理組合に提出させなけれ ばならない。

「※専有部分の貸与に関し、暴力団員への貸与を禁止する 旨の規約の規定を定める場合〕

(暴力団員の排除)

第19条の2 区分所有者は、その専有部分を第三者に貸与 する場合には、前条に定めるもののほか、次に掲げる内 変更箇所なし

変更箇所なし

変更箇所なし

容を含む条項をその貸与に係る契約に定めなければならない。

- 一 契約の相手方が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと及び契約後において暴力団員にならないことを確約すること。
- 二 契約の相手方が暴力団員であることが判明した場合 には、何らの催告を要せずして、区分所有者は当該契 約を解約することができること。
- 三 区分所有者が前号の解約権を行使しないときは、管理組合は、区分所有者に代理して解約権を行使することができること。

[※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、 次のように規定]

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

2 前項の場合において、区分所有者は、前項第三号による解約権の代理行使を管理組合に認める旨の書面の提出をするとともに、契約の相手方に暴力団員ではないこと及び契約後において暴力団員にならないことを確約する旨の誓約書を管理組合に提出させなければならない。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

2 前項の場合において、区分所有者は、前項第三号による解約権の代理行使を管理組合に認める旨の書面の提出(当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を含む。)をするとともに、契約の相手方に暴力団員ではないこと及び契約後において暴力団員にならないことを確約する旨の誓約書を管理組合に提出させなければならない。

容を含む条項をその貸与に係る契約に定めなければならない。

- 一 契約の相手方が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと及び契約後において暴力団員にならないことを確約すること。
- 二 契約の相手方が暴力団員であることが判明した場合 には、何らの催告を要せずして、区分所有者は当該契 約を解約することができること。
- 三 区分所有者が前号の解約権を行使しないときは、管理組合は、区分所有者に代理して解約権を行使することができること。

[※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、 次のように規定]

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

2 前項の場合において、区分所有者は、前項第三号に よる解約権の代理行使を管理組合に認める旨の書面の 提出をするとともに、契約の相手方に暴力団員ではな いこと及び契約後において暴力団員にならないことを 確約する旨の誓約書を管理組合に提出させなければな らない。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

2 前項の場合において、区分所有者は、前項第三号による解約権の代理行使を管理組合に認める旨の書面の提出(当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を含む。)をするとともに、契約の相手方に暴力団員ではないこと及び契約後において暴力団員にならないことを確約する旨の誓約書を管理組合に提出させなければならない。

第5章 管理 第1節 総則

(区分所有者の青務)

第20条 区分所有者は、管理組合の構成員として相互に協力 し、対象物件について、その価値及び機能の維持増進を図 るため、常に適正かつ円滑な管理を行うよう努めなければ ならない。

(敷地及び共用部分等の管理)

- 第21条 敷地及び共用部分等の管理については、管理組合が その責任と負担においてこれを行うものとする。ただし、 バルコニー等の保存行為(区分所有法第18条第1項ただし 書の「保存行為」をいう。以下同じ。) のうち、通常の使 用に伴うものについては、専用使用権を有する者がその責 任と負担においてこれを行わなければならない。
- 2 専有部分である設備のうち共用部分と構造上一体となっ 2 専有部分である設備のうち共用部分と構造上一体となっ | た部分の管理を共用部分の管理と一体として行う必要があ るときは、総会の決議を経て、管理組合がこれを行うこと ができる。

「※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定〕

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

3 区分所有者は、第1項ただし書の場合又はあらかじめ 管理者に申請して書面による承認を受けた場合を除き、 敷地及び共用部分等の保存行為を行うことができない。 ただし、専有部分の使用に支障が生じている場合に、当 該専有部分を所有する区分所有者が行う保存行為の実施 が、緊急を要するものであるときは、この限りでない。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

区分所有者は、第1項ただし書の場合又はあらかじめ

第5章 管理 第1節 総則

(区分所有者の青務)

第20条 区分所有者は、管理組合の構成員として相互に協力 変更箇所なし し、対象物件について、その価値及び機能の維持増進を図 るため、常に適正かつ円滑な管理を行うよう努めなければ ならない。

(敷地及び共用部分等の管理)

- 第21条 敷地及び共用部分等の管理については、管理組合が その責任と負担においてこれを行うものとする。ただし、 バルコニー等の保存行為(区分所有法第18条第1項ただし 書の「保存行為」をいう。以下同じ。)のうち、通常の使┃ 用に伴うものについては、専用使用権を有する者がその責 任と負担においてこれを行わなければならない。
- た部分の管理を共用部分の管理と一体として行う必要があ るときは、総会の決議を経て、管理組合がこれを行うこと ができる。

「※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定〕

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

3 区分所有者は、第1項ただし書の場合又はあらかじめ 理事長に申請して書面による承認を受けた場合を除き、 敷地及び共用部分等の保存行為を行うことができない。 ただし、専有部分の使用に支障が生じている場合に、当 該専有部分を所有する区分所有者が行う保存行為の実施 が、緊急を要するものであるときは、この限りでない。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

区分所有者は、第1項ただし書の場合又はあらかじめ

変更箇所

- 第3項及び第6項中の「理事長」 を「管理者」に書き換える。
- ・第6項中の「総会又は理事会の 決議」を「総会の決議」に書き 換える。
- ・第7項及び第8項の規定を追加す

管理者に申請して書面又は電磁的方法による承認を受け た場合を除き、敷地及び共用部分等の保存行為を行うこ とができない。ただし、専有部分の使用に支障が生じて いる場合に、当該専有部分を所有する区分所有者が行う 保存行為の実施が、緊急を要するものであるときは、こ の限りでない。

- 4 前項の申請及び承認の手続については、第17条第2項、 第3項、第5項及び第6項の規定を準用する。ただし、同 条第5項中「修繕等」とあるのは「保存行為」と、同条第 6項中「第1項の承認を受けた修繕等の工事後に、当該工 事」とあるのは「第21条第3項の承認を受けた保存行為後 に、当該保存行為」と読み替えるものとする。
- 5 第3項の規定に違反して保存行為を行った場合には、当 5 第3項の規定に違反して保存行為を行った場合には、当 該保存行為に要した費用は、当該保存行為を行った区分所 有者が負担する。
- らずに、敷地及び共用部分等の必要な保存行為を行うこと ができる。
- 7 前項の場合において、やむを得ないときは、総会の決議 によらずに、第37条の2第一号及び第二号に掲げる取引を 行うことができる。
- 8 管理者は、前2項に基づく支出を行ったときは、遅滞な く、当該支出の額及び当該支出により実施した保存行為の 内容について、書面をもって監事に通知しなければならな \ \ \ '

(窓ガラス等の改良)

第22条 共用部分のうち各住戸に附属する窓枠、窓ガラス、 玄関扉その他の開口部に係る改良工事であって、防犯、防 音又は断熱等の住宅の性能の向上等に資するものについて は、管理組合がその責任と負担において、計画修繕として これを実施するものとする。

理事長に申請して書面又は電磁的方法による承認を受け た場合を除き、敷地及び共用部分等の保存行為を行うこ とができない。ただし、専有部分の使用に支障が生じて いる場合に、当該専有部分を所有する区分所有者が行う 保存行為の実施が、緊急を要するものであるときは、こ の限りでない。

- 4 前項の申請及び承認の手続については、第17条第2項、 第3項、第5項及び第6項の規定を準用する。ただし、同 条第5項中「修繕等」とあるのは「保存行為」と、同条第 6項中「第1項の承認を受けた修繕等の工事後に、当該工 事」とあるのは「第21条第3項の承認を受けた保存行為後 に、当該保存行為」と読み替えるものとする。
- 該保存行為に要した費用は、当該保存行為を行った区分所 有者が負担する。
- 6 管理者は、災害等の緊急時においては、総会の決議によ 6 理事長は、災害等の緊急時においては、総会又は理事会 の決議によらずに、敷地及び共用部分等の必要な保存行為 を行うことができる。

(追加)

(追加)

(窓ガラス等の改良)

第22条 共用部分のうち各住戸に附属する窓枠、窓ガラス、 玄関扉その他の開口部に係る改良工事であって、防犯、防一 音又は断熱等の住宅の性能の向上等に資するものについて は、管理組合がその責任と負担において、計画修繕として これを実施するものとする。

第2項中の「理事長」を「管理 者」に書き換える。

「※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定〕

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

2 区分所有者は、管理組合が前項の工事を速やかに実施 できない場合には、あらかじめ管理者に申請して書面に よる承認を受けることにより、当該工事を当該区分所有 者の責任と負担において実施することができる。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

- 2 区分所有者は、管理組合が前項の工事を速やかに実施 できない場合には、あらかじめ管理者に申請して書面又 は電磁的方法による承認を受けることにより、当該工事 を当該区分所有者の責任と負担において実施することが できる。
- 3 前項の申請及び承認の手続については、第17条第2項、 第3項、第5項及び第6項の規定を準用する。ただし、同 条第5項中「修繕等」とあるのは「第22条第2項の工事」 と、同条第6項中「第1項の承認を受けた修繕等の工事」 とあるのは「第22条第2項の承認を受けた工事」と読み替 えるものとする。

(必要箇所への立入り等)

- 第23条 前2条により管理を行う者は、管理を行うために必 要な範囲内において、他の者が管理する専有部分若しくは 専用使用部分への立入り又は自らこれに保存行為を実施す ることを請求することができる。
- は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。
- 3 前項の場合において、正当な理由なく立入り又は保存行 為の実施を拒否した者は、その結果生じた損害を賠償しな ければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、管理者は、災害、事故等が ↓4 前3項の規定にかかわらず、<mark>理事長</mark>は、災害、事故等が

「※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定〕

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

2 区分所有者は、管理組合が前項の工事を速やかに実施 できない場合には、あらかじめ理事長に申請して書面に よる承認を受けることにより、当該工事を当該区分所有 者の責任と負担において実施することができる。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

- 2 区分所有者は、管理組合が前項の工事を速やかに実施 できない場合には、あらかじめ理事長に申請して書面又 は電磁的方法による承認を受けることにより、当該工事 を当該区分所有者の責任と負担において実施することが できる。
- 3 前項の申請及び承認の手続については、第17条第2項、 第3項、第5項及び第6項の規定を準用する。ただし、同 条第5項中「修繕等」とあるのは「第22条第2項の工事」 と、同条第6項中「第1項の承認を受けた修繕等の工事」 とあるのは「第22条第2項の承認を受けた工事」と読み替 えるものとする。

(必要簡所への立入り等)

- 第23条 前2条により管理を行う者は、管理を行うために必 要な範囲内において、他の者が管理する専有部分若しくは ・第4項中の「理事長」を「管理 専用使用部分への立入り又は自らこれに保存行為を実施す ることを請求することができる。
- 2 前項により立入り又は保存行為の実施を請求された者 1 2 前項により立入り又は保存行為の実施を請求された者 は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。
 - 3 前項の場合において、正当な理由なく立入り又は保存行 為の実施を拒否した者は、その結果生じた損害を賠償しな ければならない。

者」に書き換える。

発生した場合であって、緊急に他の者が管理する専有部分 又は専用使用部分への立入り又は保存行為の実施をしなけ れば、共用部分等又は他の専有部分に対して物理的に又は 機能上重大な影響を与えるおそれがあるときは、自らその 専有部分又は専用使用部分に立ち入り、又は保存行為を実 施することができる。この場合において、管理者は、委任 した者にこれを行わせることもできる。

5 立入りをした者は、速やかに立入りをした箇所を原状に 復さなければならない。

(損害保険契約の締結)

第24条 区分所有者は、共用部分等に関し、管理組合が火災 保険、地震保険その他の損害保険の契約を締結することを 承認する。

(保険金、損害賠償金等の請求及び受領等)

- 第24条の2 管理者は、前条の契約に基づく保険金並びに敷 地及び共用部分等について生じた損害賠償金及び不当利得 による返還金(以下「保険金等」という。)の請求及び受 領について、区分所有者及び区分所有者であった者(以下 「旧区分所有者」という。) を代理する。
- 2 管理者は、理事会の決議を経て、保険金等の請求及び受 領に関し、区分所有者及び旧区分所有者のために、訴訟に おいて原告又は被告となること、その他法的措置をとるこ とができる。
- 3 保険金等の請求及び受領は、前2項の規定によらなけれ ば、これを行うことができない。
- 4 区分所有者は、区分所有権を譲渡した場合において、区 分所有法第26条第2項の別段の意思表示を行わない。
- 5 保険金等は、これが生じた原因となる敷地及び共用部分 等の瑕疵の修繕のために必要な費用に充当する。ただし、 敷地及び共用部分等の瑕疵の修繕を要しないとき、又は理 事長が保険金等を受領したときに既に修繕を終えていると

発生した場合であって、緊急に他の者が管理する専有部分 又は専用使用部分への立入り又は保存行為の実施をしなけ れば、共用部分等又は他の専有部分に対して物理的に又は 機能上重大な影響を与えるおそれがあるときは、自らその 専有部分又は専用使用部分に立ち入り、又は保存行為を実 施することができる。この場合において、理事長は、委任 した者にこれを行わせることもできる。

5 立入りをした者は、速やかに立入りをした箇所を原状に 復さなければならない。

(損害保険契約の締結)

第24条 区分所有者は、共用部分等に関し、管理組合が火災 保険、地震保険その他の損害保険の契約を締結することを 承認する。

(保険金、損害賠償金等の請求及び受領等)

- 第24条の2 理事長は、前条の契約に基づく保険金並びに敷 ▼変更箇所 地及び共用部分等について生じた損害賠償金及び不当利得 による返還金(以下「保険金等」という。) の請求及び受 領について、区分所有者及び区分所有者であった者(以下 「旧区分所有者」という。) を代理する。
- 2 理事長は、理事会の決議を経て、保険金等の請求及び受 領に関し、区分所有者及び旧区分所有者のために、訴訟に おいて原告又は被告となること、その他法的措置をとるこ とができる。
- 3 保険金等の請求及び受領は、前2項の規定によらなけれ ば、これを行うことができない。
- 4 区分所有者は、区分所有権を譲渡した場合において、区 分所有法第26条第2項の別段の意思表示を行わない。
- 5 保険金等は、これが生じた原因となる敷地及び共用部分 等の瑕疵の修繕のために必要な費用に充当する。ただし、 敷地及び共用部分等の瑕疵の修繕を要しないとき、又は理 事長が保険金等を受領したときに既に修繕を終えていると

・第1項、第2項、第6項及び第8項 中の「理事長」を「管理者」に 書き換える。

きは、管理組合は、当該保険金等を第27条に定める費用に 充当し、若しくは修繕積立金に組み入れ、又は既にした修 繕のために費用を負担した者に対する償還に充てることが できる。

- 6 第1項及び第2項の規定に基づき区分所有者を相手方と して敷地及び共用部分等について生じた損害賠償金及び不 当利得による返還金の請求をする場合、管理者は、当該区 分所有者に対し、違約金としての弁護士費用その他の諸費 用を請求することができる。
- 7 前項の規定に基づき請求した弁護士費用その他の諸費用 に相当する収納金は、第27条に定める費用に充当する。
- 8 管理者は、第2項の規定に基づき区分所有者及び旧区分 所有者のために原告又は被告となったときは、遅滞なく、 区分所有者及び旧区分所有者にその旨を通知しなければな らない。この場合において、第43条第2項及び第3項の規 定は、区分所有者への通知について準用する。

第2節 費用の負担

(管理費等)

- 第25条 区分所有者は、敷地及び共用部分等の管理に要する 経費に充てるため、次の費用(以下「管理費等」とい う。)を管理組合に納入しなければならない。
 - 一 管理費
 - 二 修繕積立金
- 2 管理費等の額については、各区分所有者の共用部分の共 有持分に応じて算出するものとする。

(承継人に対する債権の行使)

第26条 管理組合が管理費等について有する債権は、区分所 有者の特定承継人に対しても行うことができる。

きは、管理組合は、当該保険金等を第27条に定める費用に 充当し、若しくは修繕積立金に組み入れ、又は既にした修 繕のために費用を負担した者に対する償還に充てることが できる。

- 6 第1項及び第2項の規定に基づき区分所有者を相手方と して敷地及び共用部分等について生じた損害賠償金及び不 当利得による返還金の請求をする場合、理事長は、当該区 分所有者に対し、違約金としての弁護士費用その他の諸費 用を請求することができる。
- 7 前項の規定に基づき請求した弁護士費用その他の諸費用 に相当する収納金は、第27条に定める費用に充当する。
- 8 理事長は、第2項の規定に基づき区分所有者及び旧区分 所有者のために原告又は被告となったときは、遅滞なく、 区分所有者及び旧区分所有者にその旨を通知しなければな らない。この場合において、第43条第2項及び第3項の規 定は、区分所有者への通知について準用する。

第2節 費用の負担

(管理費等)

- |第25条 区分所有者は、敷地及び共用部分等の管理に要する ┃変更箇所なし 経費に充てるため、次の費用(以下「管理費等」とい う。)を管理組合に納入しなければならない。
 - 一 管理費
 - 二 修繕積立金
- 2 管理費等の額については、各区分所有者の共用部分の共 有持分に応じて算出するものとする。

(承継人に対する債権の行使)

第26条 管理組合が管理費等について有する債権は、区分所 ┃ 変更箇所なし 有者の特定承継人に対しても行うことができる。

(管理費)

- 第27条 管理費は、次の各号に掲げる通常の管理に要する経 費に充当する。
 - 一 管理員人件費
 - 二 公租公課
 - 三 共用設備の保守維持費及び運転費
 - 四 備品費、通信費その他の事務費
 - 五 共用部分等に係る火災保険料、地震保険料その他の損 害保険料
 - 六 経常的な補修費
 - 七 清掃費、消毒費及びごみ処理費
 - 八 委託業務費
 - 九 専門的知識を有する者の活用に要する費用
 - 十 管理組合の運営に要する費用
 - 十二 その他第32条に定める業務に要する費用(次条に規 定する経費を除く。)

(修繕積立金)

- 第28条 管理組合は、各区分所有者が納入する修繕積立金を **積み立てるものとし、積み立てた修繕積立金は、次の各号** に掲げる特別の管理に要する経費に充当する場合に限って 取り崩すことができる。
 - 一 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕
 - 二 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕
 - 三 敷地及び共用部分等の改良又は変更
 - 四 建物の建替え、建物の更新、建物敷地売却、建物取壊 し敷地売却又は取壊し(以下「マンション再生等」とい う。) に係る合意形成に必要となる事項の調査
 - 五 修繕積立金の管理及び運用に要する費用
 - 六 その他敷地及び共用部分等の管理に関し、区分所有者 全体の利益のために特別に必要となる管理
- 2 前項にかかわらず、区分所有法第62条第1項の建替え決 議、区分所有法第64条の5第1項の建物更新決議、区分所

(管理費)

- 第27条 管理費は、次の各号に掲げる通常の管理に要する経 変更箇所なし 費に充当する。
 - 一 管理員人件費
 - 二 公租公課
 - 三、共用設備の保守維持費及び運転費
 - 四 備品費、通信費その他の事務費
 - 五 共用部分等に係る火災保険料、地震保険料その他の損 害保険料
 - 六 経常的な補修費
 - 七 清掃費、消毒費及びごみ処理費
 - 八 委託業務費
 - 九 専門的知識を有する者の活用に要する費用
 - 十 管理組合の運営に要する費用
 - 十二 その他第32条に定める業務に要する費用(次条に規 定する経費を除く。)

(修繕積立金)

- 第28条 管理組合は、各区分所有者が納入する修繕積立金を ▼変形がし **積み立てるものとし、積み立てた修繕積立金は、次の各号** に掲げる特別の管理に要する経費に充当する場合に限って 取り崩すことができる。
 - 一 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕
 - 二 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕
 - 三 敷地及び共用部分等の改良又は変更
 - 四 建物の建替え、建物の更新、建物敷地売却、建物取壊 し敷地売却又は取壊し(以下「マンション再生等」とい う。) に係る合意形成に必要となる事項の調査
 - 五 修繕積立金の管理及び運用に要する費用
 - 六 その他敷地及び共用部分等の管理に関し、区分所有者 全体の利益のために特別に必要となる管理
- 2 前項にかかわらず、区分所有法第62条第1項の建替え決 議、区分所有法第64条の5第1項の建物更新決議、区分所

有法第64条の6第1項の建物敷地売却決議、区分所有法第 64条の7第1項の建物取壊し敷地売却決議若しくは区分所 有法第64条の8第1項の取壊し決議(以下「マンション再 生等に係る決議」という。) 又はマンション再生等に係る 区分所有者全員の合意を経て、マンションの再生等の円滑 化に関する法律(平成 14 年法律第 78 号。以下「円滑化」 法」という。)第9条のマンション再生組合の設立の認 可、円滑化法第45条に基づく事業の施行認可、円滑化法第 113 条に基づくマンション等売却組合の設立の認可又は円 滑化法第 163 条の6に基づくマンション除却組合の設立の 認可を得るまでの間においては、マンション再生等に係る 決議又は合意の後であっても、その事業に係る計画又は設 計等に必要がある場合には、管理組合は、その経費に充当 するため、修繕積立金を取り崩すことができる。ただし、 取壊し以外のマンション再生等に係る計画又は設計等に必 要な経費に充当するために修繕積立金を取り崩す場合は、 管理組合の消滅時にその事業に参加しない区分所有者に帰 属する修繕積立金相当額を除いた金額を限度とする。

- 3 管理組合は、第1項各号の経費に充てるため借入れをし たときは、修繕積立金をもってその償還に充てることがで きる。
- 4 修繕積立金については、管理費とは区分して経理しなけ ればならない。

(使用料)

第 29 条 駐車場使用料その他の敷地及び共用部分等に係る使 | 第 29 条 駐車場使用料その他の敷地及び共用部分等に係る使 用料(以下「使用料」という。)は、それらの管理に要す る費用に充てるほか、修繕積立金として積み立てる。

第6章 管理組合 第1節 組合員

有法第64条の6第1項の建物敷地売却決議、区分所有法第 64条の7第1項の建物取壊し敷地売却決議若しくは区分所 有法第64条の8第1項の取壊し決議(以下「マンション再 生等に係る決議」という。) 又はマンション再生等に係る 区分所有者全員の合意を経て、マンションの再生等の円滑 化に関する法律(平成 14 年法律第 78 号。以下「円滑化 法」という。)第9条のマンション再生組合の設立の認 可、円滑化法第45条に基づく事業の施行認可、円滑化法第 113 条に基づくマンション等売却組合の設立の認可又は円 滑化法第 163 条の6に基づくマンション除却組合の設立の 認可を得るまでの間においては、マンション再生等に係る 決議又は合意の後であっても、その事業に係る計画又は設 計等に必要がある場合には、管理組合は、その経費に充当 するため、修繕積立金を取り崩すことができる。ただし、 取壊し以外のマンション再生等に係る計画又は設計等に必 要な経費に充当するために修繕積立金を取り崩す場合は、 管理組合の消滅時にその事業に参加しない区分所有者に帰 属する修繕積立金相当額を除いた金額を限度とする。

- 3 管理組合は、第1項各号の経費に充てるため借入れをし たときは、修繕積立金をもってその償還に充てることがで きる。
- 4 修繕積立金については、管理費とは区分して経理しなけ ればならない。

(使用料)

用料(以下「使用料」という。)は、それらの管理に要す る費用に充てるほか、修繕積立金として積み立てる。

変更箇所なし

第6章 管理組合 第1節 組合員

(組合員の資格)

第 30 条 組合員の資格は、区分所有者となったときに取得し、区分所有者でなくなったときに喪失する。

[※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定]

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

(届出義務)

- 第 31 条 新たに組合員の資格を取得し、又は喪失した者 は、直ちにその旨を書面により管理組合に届け出なけれ ばならない。
- 2 組合員は、前項で届け出た内容に変更がある場合に は、直ちにその旨を書面により届け出なければならな い。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

(届出義務)

- 第 31 条 新たに組合員の資格を取得し、又は喪失した者は、直ちにその旨を書面又は電磁的方法により管理組合に届け出なければならない。
- 2 組合員は、前項で届け出た内容に変更がある場合には、直ちにその旨を書面又は電磁的方法により届け出なければならない。

<u>〔</u>※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定〕

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

(組合員名簿等の作成、保管)

第31条の2 管理者は、組合員名簿及び居住者名簿(以下 「組合員名簿等」という。)を作成して保管し、組合員 の相当の理由を付した書面による請求があったときは、 これらを閲覧させなければならない。この場合におい て、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することが (組合員の資格)

第 30 条 組合員の資格は、区分所有者となったときに取得 し、区分所有者でなくなったときに喪失する。

変更箇所なし

[※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定]

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

(届出義務)

- 第 31 条 新たに組合員の資格を取得し、又は喪失した者 は、直ちにその旨を書面により管理組合に届け出なけれ ばならない。
- 2 組合員は、前項で届け出た内容に変更がある場合に は、直ちにその旨を書面により届け出なければならな い。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

(届出義務)

- 第 31 条 新たに組合員の資格を取得し、又は喪失した者は、直ちにその旨を書面又は電磁的方法により管理組合に届け出なければならない。
- 2 組合員は、前項で届け出た内容に変更がある場合には、直ちにその旨を書面又は電磁的方法により届け出なければならない。

<u>〔</u>※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定〕

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

(組合員名簿等の作成、保管)

第31条の2 理事長は、組合員名簿及び居住者名簿(以下 「組合員名簿等」という。)を作成して保管し、組合員 の相当の理由を付した書面による請求があったときは、 これらを閲覧させなければならない。この場合におい て、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することが 変更箇所なし

変更簡別

・第1項、第2項、第3項及び第4項 (電磁的方法を利用可能な場合 は第1項、第2項、第4項及び第5 項)中の「理事長」を「管理 できる。

- 2 管理者は、前項の規定により閲覧の対象とされる組合 員名簿等に関する情報については、組合員の相当の理由 を付した書面による請求に基づき、当該請求をした者が 求める情報を記入した書面を交付することができる。こ の場合において、管理者は、交付の相手方にその費用を 負担させることができる。
- 3 <u>管理者</u>は、第 19 条第 3 項又は第 31 条の届出があった 場合に、遅滞なく組合員名簿等を更新しなければならない。
- 4 <u>管理者は、毎年1回以上、組合員名簿等の内容の確認</u> をしなければならない。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

(組合員名簿等の作成、保管)

- 第31条の2 <mark>管理者</mark>は、組合員名簿及び居住者名簿(以下 「組合員名簿等」という。)を、書面又は電磁的記録に より作成して保管し、組合員の相当の理由を付した書面 又は電磁的方法による請求があったときは、これらを閲 覧させなければならない。この場合において、閲覧につ き、相当の日時、場所等を指定することができる。
- 2 管理者は、前項の規定により閲覧の対象とされる組合 員名簿等に関する情報については、組合員の相当の理由 を付した書面又は電磁的方法による請求に基づき、当該 請求をした者が求める情報を記入した書面を交付し、又 は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供す ることができる。この場合において、管理者は、交付の 相手方にその費用を負担させることができる。
- 3 電磁的記録により作成された組合員名簿等の閲覧については、第49条第5項に定める議事録の閲覧及び提供に関する規定を準用する。
- 4 <u>管理者は、第19条第3項又は第31条の届出があった</u>場合に、遅滞なく組合員名簿等を更新しなければならな

できる。

- 2 理事長は、前項の規定により閲覧の対象とされる組合 員名簿等に関する情報については、組合員の相当の理由 を付した書面による請求に基づき、当該請求をした者が 求める情報を記入した書面を交付することができる。こ の場合において、理事長は、交付の相手方にその費用を 負担させることができる。
- 3 理事長は、第 19 条第 3 項又は第 31 条の届出があった 場合に、遅滞なく組合員名簿等を更新しなければならない。
- 4 <u>理事長は、毎年1回以上、組合員名簿等の内容の確認</u> をしなければならない。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

(組合員名簿等の作成、保管)

- 第31条の2 理事長は、組合員名簿及び居住者名簿(以下「組合員名簿等」という。)を、書面又は電磁的記録により作成して保管し、組合員の相当の理由を付した書面又は電磁的方法による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
- 2 理事長は、前項の規定により閲覧の対象とされる組合 員名簿等に関する情報については、組合員の相当の理由 を付した書面又は電磁的方法による請求に基づき、当該 請求をした者が求める情報を記入した書面を交付し、又 は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供す ることができる。この場合において、理事長は、交付の 相手方にその費用を負担させることができる。
- 3 電磁的記録により作成された組合員名簿等の閲覧については、第49条第5項に定める議事録の閲覧及び提供に関する規定を準用する。
- 4 理事長は、第19条第3項又は第31条の届出があった 場合に、遅滞なく組合員名簿等を更新しなければならな

者」に書き換える。

い。

5 <u>管理者は、毎年1回以上、組合員名簿等の内容の確認</u> をしなければならない。

<u>〔</u>※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定〕

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

(国内管理人)

- 第31条の3 組合員が国内管理人を選任した場合は、直ち にその旨及び国内管理人の氏名又は名称並びに住所又は 居所を書面により管理者に届け出なければならない。
- 2 組合員は、前項の規定により届け出た国内管理人の選任を終了させた場合又は届け出た内容に変更があった場合には、直ちにその旨を書面により届け出なければならない。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

(国内管理人)

- 第31条の3 組合員が国内管理人を選任した場合は、直ち にその旨及び国内管理人の氏名又は名称並びに住所又は 居所を書面又は電磁的方法により管理者に届け出なけれ ばならない。
- 2 組合員は、前項の規定により届け出た国内管理人の選任を終了させた場合又は届け出た内容に変更があった場合には、直ちにその旨を書面又は電磁的方法により届け出なければならない。

(業務)

- 第32条 管理組合は、建物並びにその敷地及び附属施設の管理のため、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 一 管理組合が管理する敷地及び共用部分等(以下本条及 び第48条において「組合管理部分」という。)の保安、

V.

5 <u>理事長は、毎年1回以上、組合員名簿等の内容の確認をしなければならない。</u>

<u>「</u>※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定」

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

(国内管理人)

- 第31条の3 組合員が国内管理人を選任した場合は、直ち にその旨及び国内管理人の氏名又は名称並びに住所又は 居所を書面により理事長に届け出なければならない。
- 2 組合員は、前項の規定により届け出た国内管理人の選任を終了させた場合又は届け出た内容に変更があった場合には、直ちにその旨を書面により届け出なければならない。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

(国内管理人)

- 第31条の3 組合員が国内管理人を選任した場合は、直ち にその旨及び国内管理人の氏名又は名称並びに住所又は 居所を書面又は電磁的方法により理事長に届け出なけれ ばならない。
- 2 組合員は、前項の規定により届け出た国内管理人の選任を終了させた場合又は届け出た内容に変更があった場合には、直ちにその旨を書面又は電磁的方法により届け出なければならない。

(業務)

- 第32条 管理組合は、建物並びにその敷地及び附属施設の管理のため、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 一 管理組合が管理する敷地及び共用部分等(以下本条及び第48条において「組合管理部分」という。)の保安、

変更箇所

・第1項中の「理事長」を「管理 者」に書き換える。

変更箇所なし

保全、保守、清掃、消毒及びごみ処理

- 二組合管理部分の修繕
- 三 長期修繕計画の作成又は変更に関する業務及び長期修 繕計画書の管理
- 四 建替え等に係る合意形成に必要となる事項の調査に関する業務
- 五 適正化法第 103 条第1項に定める、宅地建物取引業者 から交付を受けた設計図書の管理
- 六 修繕等の履歴情報の整理及び管理等
- 七 共用部分等に係る火災保険、地震保険その他の損害保 険に関する業務
- 八 区分所有者が管理する専用使用部分について管理組合 が行うことが適当であると認められる管理行為
- 九 敷地及び共用部分等の変更及び運営
- 十 修繕積立金の運用
- 十一 官公署、町内会等との渉外業務
- 十二 マンション及び周辺の風紀、秩序及び安全の維持、 防災並びに居住環境の維持及び向上に関する業務
- 十三 広報及び連絡業務
- 十四 管理組合の消滅時における残余財産の清算
- 十五 その他建物並びにその敷地及び附属施設の管理に関する業務

マンションの居住人数が一定規模以上の場合に規定

(防火管理者)

- 第32条の2 <mark>管理者は、防火上必要な業務を行わせるため、</mark> 防火管理者を選任し、消防署に届け出なければならない。
- 2 防火管理者は、主に次の各号に掲げる防火管理上必要な 業務について、消防計画を作成し、消防署に届け出るほか、当該消防計画に基づいた業務を行う。
 - 一 消火、通報及び避難の訓練の実施
 - 二 避難経路の確保及び点検
 - 三 消防用設備等の設置状況の確認及び点検

保全、保守、清掃、消毒及びごみ処理

- 二 組合管理部分の修繕
- 三 長期修繕計画の作成又は変更に関する業務及び長期修 繕計画書の管理
- 四 建替え等に係る合意形成に必要となる事項の調査に関する業務
- 五 適正化法第 103 条第1項に定める、宅地建物取引業者 から交付を受けた設計図書の管理
- 六 修繕等の履歴情報の整理及び管理等
- 七 共用部分等に係る火災保険、地震保険その他の損害保 険に関する業務
- 八 区分所有者が管理する専用使用部分について管理組合が行うことが適当であると認められる管理行為
- 九 敷地及び共用部分等の変更及び運営
- 十 修繕積立金の運用
- 十一 官公署、町内会等との渉外業務
- 十二 マンション及び周辺の風紀、秩序及び安全の維持、 防災並びに居住環境の維持及び向上に関する業務
- 十三 広報及び連絡業務
- 十四 管理組合の消滅時における残余財産の清算
- 十五 その他建物並びにその敷地及び附属施設の管理に関 する業務

マンションの居住人数が一定規模以上の場合に規定

(防火管理者)

- 第32条の2 理事長は、防火上必要な業務を行わせるため、 防火管理者を選任し、消防署に届け出なければならない。
- 2 防火管理者は、主に次の各号に掲げる防火管理上必要な 業務について、消防計画を作成し、消防署に届け出るほか、当該消防計画に基づいた業務を行う。
 - 一 消火、通報及び避難の訓練の実施
- 二 避難経路の確保及び点検
- 三 消防用設備等の設置状況の確認及び点検

変更箇所

・第1項及び第3項中の「理事長」 を「管理者」に書き換える。 3 管理者は、前項の業務において防火管理者が改善を申し 入れたときは、必要な措置を講じなければならない。

(業務の委託等)

を、マンション管理業者(適正化法第2条第八号の「マン ション管理業者」をいう。)等第三者に委託し、又は請け 負わせて執行することができる。

(専門的知識を有する者の活用)

第34条 管理組合は、マンション管理士(適正化法第2条第 五号の「マンション管理士」をいう。) その他マンション 管理に関する各分野の専門的知識を有する者に対し、管理 組合の運営その他マンションの管理に関し、相談したり、 助言、指導その他の援助を求めたりすることができる。

第3節 管理者及び監事

(管理者)

第35条 管理組合に管理者を置く。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

2 管理者は、総会の決議によって選任し、又は解任する。

(削る)

(削る)

3 理事長は、前項の業務において防火管理者が改善を申し 入れたときは、必要な措置を講じなければならない。

(業務の委託等)

第33条 管理組合は、第32条に定める業務の全部又は一部 | 第33条 管理組合は、第32条に定める業務の全部又は一部 | 変更箇所なし を、マンション管理業者(適正化法第2条第八号の「マン ション管理業者」をいう。)等第三者に委託し、又は請け 負わせて執行することができる。

(専門的知識を有する者の活用)

第34条 管理組合は、マンション管理士(適正化法第2条第 ▼変更箇所なし 五号の「マンション管理士」をいう。) その他マンション 管理に関する各分野の専門的知識を有する者に対し、管理 組合の運営その他マンションの管理に関し、相談したり、 助言、指導その他の援助を求めたりすることができる。

第3節 役員

(役員)

第35条 管理組合に次の役員を置く。

- <u>一</u> 理事長
- 二 副理事長 〇名
- 三 会計担当理事 〇名
- 四 理事(理事長、副理事長、会計担当理事を含む。以下 同じ。) 〇名

五 監事 〇名

- 2 理事及び監事は、総会の決議によって、組合員のうちか ら選任し、又は解任する。
- 3 理事長、副理事長及び会計担当理事は、理事会の決議に よって、理事のうちから選任し、又は解任する。

外部専門家を役員として選任できることとする場合

2 理事及び監事は、総会の決議によって、選任し、又は

変更笛所

節の見出しを「役員」から「管 理者及び監事」に書き換える。

変更笛所

- ・見出しを「役員」から「管理 者」に書き換える。
- ・第1項中の「次の役員」を「管 理者」に書き換える。
- ・第1項第一号ないし第五号を削
- ・第2項について、「管理者」の みを対象とし、「組合員のうち から選任し、又は解任する」旨 を削る形で書き換える。
- ・第3項(外部専門家を役員とし て選任できることとする場合は

(削る)

(削る)

(管理者の任期)

第36条 管理者の任期は、選任の翌会計年度の通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(削る)

(削る)

(削る)

- 2 前項の通常総会において後任の管理者が選任されなかったときは、管理者は、通常総会の終結の時から○か月間を経過する時、又は後任の管理者が選任される時のいずれか早い時までの間は、引き続きその職務を行う。
- 3 辞任によって退任する管理者は、監事への辞任通知到達日から○か月を経過する時、又は後任の管理者が選任される時のいずれか早い時までの間は、引き続きその業務を行う。
- 4 管理者が解任されたときは、管理者は、ただちに管理者 としての地位を失う。
- 5 前項の場合において、管理者の退任後に後任の管理者が 決定した場合には、後任の管理者に対し、誠実に業務の引 き継ぎを行うものとする。

(管理者退任における組合運営確保のための措置)

第36条の2 管理者から辞任の申し出があったとき、管理者 の任期が満了したときにおいて後任の管理者が決定してい ないとき又は管理者が解任されたとき(以下「管理者退任 決定日」という。)は、監事は、後任の管理者の選任及び 解任する。

- 3 理事長、副理事長及び会計担当理事は、理事会の決議 によって、理事のうちから選任し、又は解任する。
- 4 組合員以外の者から理事又は監事を選任する場合の選 任方法については細則で定める。

(役員の任期)

- 第 36 条 <u>役員の任期は○年とする。</u>ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期の満了又は辞任によって退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間引き続きその職務を行う。
- <u>4</u> 役員が組合員でなくなった場合には、その役員はその地位を失う。

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

第3項及び第4項)を削る。

変更笛所

- ・見出しを「役員の任期」から「管理者の任期」に書き換える。
- ・第1項について、毎年度の通常 総会までを任期とすることが明 らかになる形の規定に書き換え る。
- ・第2項ないし第4項を削った上で、管理業者管理者方式における管理者の退任、解任に関する新たな第2項ないし第5項を追加する。

変更箇所

・本条の規定を追加する。

- 規約変更その他必要なものを議案とする臨時総会を招集し なければならない。
- 2 前項の臨時総会については、管理者退任決定日から○か 月以内に招集通知を発しなければならない。
- 3 管理者が解任された場合において後任の管理者が選任さ れないときは、後任の管理者が選任されるまでの間、監事 は、第38条に定める管理者としての業務を行う。

(管理者の欠格条項)

- 第36条の3 次の各号のいずれかに該当するときは、管理者 となることができない。
 - 一 管理者が銀行の取引を停止されたとき、若しくは破 産、会社更生、民事再生の申し立てをしたとき、又は管 理者が破産、会社更生、民事再生の申し立てを受けたと
 - 二 管理者が合併又は破産以外の事由により解散したとき 三 マンション管理業者としての登録が取り消されたとき
 - 四 暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日か ら5年を経過しない者)又は暴力団員等がその事業活動 を支配する者

(管理者の誠実義務)

第37条 管理者は、法令、規約及び使用細則その他細則(以 | 第37条 役員は、法令、規約及び使用細則その他細則(以下 | 変更箇所 下「使用細則等」という。) 並びに総会の決議に従い、組 合員のため、誠実にその職務を遂行するものとする。

(削る)

(役員の欠格条項)

- 第36条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、役員とな ┃変更箇所 ることができない。
 - 一 破産者で復権を得ない者
 - 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は その執行を受けることがなくなった日から5年を経過し ない者
 - 三 暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日か ら5年を経過しない者をいう。)

- ・見出しを「役員の欠格条項」か ら「管理者の欠格条項」に書き 換える。
- 第一号ないし第三号について、 管理業者管理者方式に適する内 容の第一号ないし第四号に書き 換える。

(役員の誠実義務等)

- 「使用細則等」という。) 並びに総会及び理事会の決議に I・見出しを「役員の誠実義務等」 従い、組合員のため、誠実にその職務を遂行するものとす bら「管理者の誠実義務」に書
- 2 役員は、別に定めるところにより、役員としての活動に 応ずる必要経費の支払と報酬を受けることができる。

- き換える。
- ・第1項中の「役員」を「管理 者」に書き換える。
- ・第1項中の「総会及び理事会の 決議」を「総会の決議」に書き 換える。
- ・第2項の役員に対する必要経費 の支払い規定を削る。

(利益相反取引の防止)

- 第 37 条の2 管理者は、次に掲げる場合には、総会におい ┃ 第 37 条の2 役員は、次に掲げる場合には、理事会におい ┃ 変更箇所 て、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受け なければならない。
 - 一 管理者が自己又は第三者のために管理組合と取引をし ようとするとき。
 - 二 管理組合が管理者以外の者との間において管理組合と 当該管理者との利益が相反する取引をしようとすると き。
- 2 管理組合と管理者との間において、管理組合と管理者と の利益が相反する取引とみなすものとして合意する範囲の 取引(その範囲を変更した場合においては、変更後の範囲 の取引) については、前項第二号に該当する取引とみな す。__

(管理者の業務)

- 第38条 管理者は、次の各号に掲げる業務を遂行する。
 - 一 規約、使用細則等又は総会の決議により、管理者の職 務として定められた事項
 - 二 総会の承認を得て、職員を採用し、又は解雇すること
 - 三 収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案 の策定及び総会への上程
 - 四 管理規約及び使用細則等の制定、変更又は廃止に関す る案の策定及び総会への上程
 - 五 長期修繕計画の作成又は変更に関する案の策定及び総 会への上程
 - 六 その他の総会提出議案の策定及び総会への上程
 - 七 第17条、第21条及び第22条に定める承認又は不承認
 - 八 第60条第4項に定める未納の管理費等及び使用料の請 求に関する訴訟その他法的措置の追行
 - 九 第60条第5項に定める弁済の充当の順序の設定

(利益相反取引の防止)

- て、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受け ・ 第項中の「役員」を「管理 なければならない。
- 一 <mark>役員</mark>が自己又は第三者のために管理組合と取引をしよ · 新項中の「理事会」を「総 うとするとき。
- 二 管理組合が役員以外の者との間において管理組合と当 該役員との利益が相反する取引をしようとするとき。

(追加)

(理事長)

- 第38条 理事長は、管理組合を代表し、その業務を統括する ほか、次の各号に掲げる業務を遂行する。
 - 一 規約、使用細則等又は総会若しくは理事会の決議によ り、理事長の職務として定められた事項
 - 二 理事会の承認を得て、職員を採用し、又は解雇するこ ىل

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

- 者」に書き換える。
- 会」に書き換える。
- ・第2項(管理組合・管理者間で 合意した利益相反取引の範囲) の規定を追加する。

変更箇所

- ・見出しを「理事長」から「管理 者の業務」に書き換える。
- ・第1項及び第3項中の「理事長」 を「管理者」に書き換える。
- ・第1項中の「管理組合を代表 し、その業務を統括するほ か、」を削る。
- ・第1項第一号中の「総会若しく は理事会 | を「総会 | に書き換
- ・第1項第二号中の「理事会」を 「総会」に書き換える。
- ・第1項第三号ないし第十三号と して、管理業者管理者方式の管 理者が実施すべき業務を追加す

十 第67条に定める勧告又は指示等

十一 第67条の2第1項に定める区分所有者の所在等の探

十二 災害等により総会の開催が困難である場合における 応急的な修繕工事の実施等

十三 その他総会から付託された事項

(削る)

- 2 第48条の規定にかかわらず、管理者は、前項第十二号の 決定をした場合においては、当該決議にかかる応急的な修 繕工事の実施に充てるための資金の借り入れ及び修繕積立 金の取り崩しについて決定することができる。
- 3 管理者は、通常総会において、組合員に対し、前会計年 度における管理組合の業務の執行に関する報告をしなけれ ばならない。

(削る)

(削る)

(削る)

4 管理者は職務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせ て執行することができる。

(一定の金額以下の契約)

- 第38条の2 管理者は、1件あたり取引の金額が○万円以下 の契約の場合に限り、管理者の判断で実施できるものとす る。
- 2 管理者は、取引金額が前項の金額を超える契約を行おう とする場合、臨時総会の承認を得なければならない。

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

2 理事長は、区分所有法に定める管理者とする。 (追加)

- 3 理事長は、通常総会において、組合員に対し、前会計年 度における管理組合の業務の執行に関する報告をしなけれ ばならない。
- 4 理事長は、○か月に1回以上、職務の執行の状況を理事 会に報告しなければならない。
- 5 理事長は、理事会の承認を受けて、他の理事に、その職 務の一部を委任することができる。
- 6 管理組合と理事長との利益が相反する事項については、 理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事 又は理事長以外の理事が管理組合を代表する。

(追加)

(追加)

(副理事長)

第39条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故がある

第2項を削る。

- ・災害等における応急的な修繕工 事を実施する場合の修繕積立金 の取崩しに係る新たな第2項を 追加する。
- 第4項ないし第6項を削る。
- ・管理者の職務の一部を第三者に 委託又は請負させることができ ることとする新たな第4項の規 定を追加する。

変更箇所

・本条を追加する。

(削る)

(削る)

(監事)

- 第39条 管理組合に監事を置く。
- 2 監事は、総会の決議によって、選任し、又は解任する。
- 3 監事は、組合員及び組合員以外の者で第41条に定める業 務を適切に実施できると期待される者から1名ずつ選任す る。

(監事の任期)

- 第40条 監事の任期は、選任の翌会計年度の通常総会の終結 の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期の満了又は辞任によって退任する監事は、後任の役 員が就任するまでの間引き続きその職務を行う。
- 4 組合員から選任された監事が組合員でなくなった場合に は、その監事はその地位を失う。

(監事の欠格条項)

- 第40条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、監事とな ることができない。
 - 一 破産者で復権を得ない者
 - 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は

ときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その ・本条を削る。 職務を行う。

(理事)

- 第40条 理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところに | 従い、管理組合の業務を担当する。
- 2 理事は、管理組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事 実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事 に報告しなければならない。
- 3 会計担当理事は、管理費等の収納、保管、運用、支出等 の会計業務を行う。

(追加)

(追加)

(追加)

変更笛所

本条を削る。

変更箇所

・本条を追加する。

変更箇所

・本条を追加する。

変更箇所

本条を追加する。

<u>その執行を受けることがなくなった日から5年を経過し</u>ない者

三 <u>暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日か</u> ら5年を経過しない者をいう。)

(監事の誠実義務等)

- 第 40 条の3 監事は、法令、規約及び使用細則その他細則 (以下「使用細則等」という。)並びに総会の決議に従い、組合員のため、誠実にその職務を遂行するものとする。
- 2 <u>監事は、別に定めるところにより、監事としての活動に</u> 応ずる必要経費の支払と報酬を受けることができる。

(監事の業務)

- 第41条 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。
- 2 監事は、いつでも、管理者及び第38条第1項第二号に規 定する職員に対して業務の報告を求め、又は業務及び財産 の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況について 不正があると認めるとき、管理者が不正の行為をし、若し くは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法 令、規約、使用細則等、総会の決議に違反する事実若しく は著しく不当な事実があると認めるときは、臨時総会を招 集することができる。
- 4 監事は、<u>総会</u>に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(削る)

(削る)

(追加)

(監事)

- 第41条 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況を監 査し、その結果を総会に報告しなければならない。
- 2 監事は、いつでも、理事及び第38条第1項第二号に規定 する職員に対して業務の報告を求め、又は業務及び財産の 状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況について 不正があると認めるときは、臨時総会を招集することがで きる。
- 4 監事は、<u>理事会</u>に出席し、必要があると認めるときは、 意見を述べなければならない。
- 5 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令、規約、使用細則等、総会の決議若しくは理事会の決議に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 6 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認

変更箇所

・本条を追加する。

変更箇所

- ・見出しを「監事」から「監事の 業務」に書き換える。
- ・第3項の監事が臨時総会を招集できる場合として、「管理者が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令、規約、使用細則等、総会の決議に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとき」を加える。
- ・第4項中の「理事会」を「総会」に書き換える。
- ・第5項ないし第7項を削る。
- ・監事が招集する総会における議 案の提出、総会提出議案の事前 調査、事前調査結果の総会への 報告、管理組合口座の印鑑保管

(削る)

- <u>5</u> 監事が招集する総会においては、監事は、必要な議案を 提出することができる。
- 6 監事は、管理者が総会に提出しようとする予算案、収支 決算案、議案その他の書類について、次に掲げる事項につ いて調査し、その結果について管理者に意見しなければな らない。
 - 一 法令、規約、使用細則等に照らし、提出する議案の不 足があるかどうか
 - 二 第 58 条第 5 項及び第 59 条第 2 項に基づく情報開示が 行われているかどうか
- 7 前項の場合において、監事の意見を踏まえて管理者が総会に提出する議案について法令、規約、使用細則等若しくは総会の決議に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、監事はその旨を総会に報告しなければならない。

第4節 総会

(総会)

- 第42条 管理組合の総会は、総組合員で組織する。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、区分所有法に定める集会とする。
- 3 <u>管理者</u>は、通常総会を、毎年1回新会計年度開始以後2 か月以内に招集しなければならない。
- 4 <u>管理者</u>は、必要と認める場合には、いつでも臨時総会を 招集することができる。

<u>めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求すること</u>ができる。

7 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その 請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理 事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした 監事は、理事会を招集することができる。

(追加)

(追加)

(追加)

第4節 総会

(総会)

- 第42条 管理組合の総会は、総組合員で組織する。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、区分所有法に定める集会とする。
- 3 理事長は、通常総会を、毎年1回新会計年度開始以後2 か月以内に招集しなければならない。
- 4 <u>理事長</u>は、必要と認める場合には、<u>理事会の決議を経て、</u>いつでも臨時総会を招集することができる。

に係る新たな第5項ないし第7項 を追加する。

変更箇所

- ・第3項、第4項及び第5項中の 「理事長」を「管理者」に書き 換える。
- ・第4項の「理事会の決議を経て、」を削る。

5 総会の議長は、管理者が務める。

(総会運営の適正性確保のための措置)

- 第42条の2 第41条第3項に定める総会については、議長 は監事又は監事が指名する組合員が務める。
- 2 監事は、総会において管理者が議長を務めるときは、議 事進行について監督する。

(招集手続)

- 第43条 総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の2 週間前 (会議の目的がマンション再生等に係る決議である ときは2か月前)までに、会議の日時、場所(WEB会議シ ステム等を用いて会議を開催するときは、その開催方 法)、目的及び議案の要領を示して、組合員に通知を発し なければならない。
- 2 前項の通知は、管理組合に対し組合員が届出をしたあて 2 前項の通知は、管理組合に対し組合員が届出をしたあて 先に発するものとする。ただし、その届出のない組合員に 対しては、対象物件内の専有部分の所在地あてに発するも のとし、組合員から第31条の3第1項の届出があったとき は、その届出がされた国内管理人あてに、第67条の4第3 項の届出があったときは、その届出がされた所有者不明専 有部分管理人あてに発するものとする。
- 3 第1項の通知は、対象物件内に居住する組合員及び前項 の届出のない組合員に対しては、その内容を所定の掲示場 所に掲示することをもって、これに代えることができる。
- 4 会議の目的が敷地及び共用部分等の変更又はこれに伴っ て必要となる専有部分の保存行為等(区分所有法第17条第 3項の「専有部分の保存行為等」をいう。以下同じ。)の 実施に係る決議である場合において、区分所有法第17条第 5項の規定に基づき、第47条第4項の規定により議事を決 しようとするときは、第1項に定める事項のほか、その旨 及び同条第4項第一号イ又は口に該当する理由をも通知し なければならない。

5 総会の議長は、理事長が務める。

(追加)

(招集手続)

- 第43条 総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の2 週間前(会議の目的がマンション再生等に係る決議である ときは2か月前)までに、会議の日時、場所(WEB会議シ ステム等を用いて会議を開催するときは、その開催方 法)、目的及び議案の要領を示して、組合員に通知を発し なければならない。
- 先に発するものとする。ただし、その届出のない組合員に 対しては、対象物件内の専有部分の所在地あてに発するも のとし、組合員から第31条の3第1項の届出があったとき は、その届出がされた国内管理人あてに、第67条の4第3 項の届出があったときは、その届出がされた所有者不明専 有部分管理人あてに発するものとする。
- 3 第1項の通知は、対象物件内に居住する組合員及び前項 の届出のない組合員に対しては、その内容を所定の掲示場 所に掲示することをもって、これに代えることができる。
- 4 会議の目的が敷地及び共用部分等の変更又はこれに伴っ て必要となる専有部分の保存行為等(区分所有法第17条第 3項の「専有部分の保存行為等」をいう。以下同じ。)の 実施に係る決議である場合において、区分所有法第17条第 5項の規定に基づき、第47条第4項の規定により議事を決 しようとするときは、第1項に定める事項のほか、その旨 及び同条第4項第一号イ又は口に該当する理由をも通知し なければならない。

変更箇所

・本条を追加する。

第8項中の「理事長」を「管理 者」に書き換える。

- 5 会議の目的がマンション再生等に係る決議であるとき は、第1項に定める事項のほか、次の事項をも通知しなけ ればならない。
- ー マンション再生等を必要とする理由
- 二 マンション再生等をしないこととした場合における当 該建物の効用の維持及び回復(建物が通常有すべき効用 の確保を含む。)をするのに要する費用の額及びその内
- 三 建物の修繕に関する計画が定められているときは、当 該計画の内容
- 四 建物につき修繕積立金として積み立てられている金額
- 五 建物が区分所有法第62条第2項各号に掲げるいずれか の事由に該当し、第47条第5項ただし書又は第6項ただ し書の規定により決議を行おうとするときは、その旨及 びその事由
- 6 マンション再生等に係る決議を目的とする総会を招集す る場合、少なくとも会議を開く日の1か月前までに、当該 招集の際に通知すべき事項について組合員に対し説明を行 うための説明会を開催しなければならない。
- なく、その通知の内容を、所定の掲示場所に掲示しなけれ ばならない。
- るときを除く。) にかかわらず、緊急を要する場合には、 管理者は、理事会の承認を得て、1週間を下回らない範囲 において、第1項の期間を短縮することができる。

(組合員の総会招集権)

第44条 組合員が組合員総数及び第46条第1項に定める議 決権総数の各5分の1以上に当たる組合員の同意を得て、 会議の目的を示して総会の招集を請求した場合には、管理 者は、2週間以内にその請求があった日から4週間以内の 日(会議の目的がマンション再生等に係る決議であるとき

- 5 会議の目的がマンション再生等に係る決議であるとき は、第1項に定める事項のほか、次の事項をも通知しなけ ればならない。
 - ー マンション再生等を必要とする理由
 - 二 マンション再生等をしないこととした場合における当 該建物の効用の維持及び回復(建物が通常有すべき効用 の確保を含む。)をするのに要する費用の額及びその内
 - 三 建物の修繕に関する計画が定められているときは、当 該計画の内容
 - 四 建物につき修繕積立金として積み立てられている金額
 - 五 建物が区分所有法第62条第2項各号に掲げるいずれか の事由に該当し、第47条第5項ただし書又は第6項ただ し書の規定により決議を行おうとするときは、その旨及 びその事由
- 6 マンション再生等に係る決議を目的とする総会を招集す る場合、少なくとも会議を開く日の1か月前までに、当該 招集の際に通知すべき事項について組合員に対し説明を行 うための説明会を開催しなければならない。
- なく、その通知の内容を、所定の掲示場所に掲示しなけれ ばならない。
- 8 第1項(会議の目的がマンション再生等に係る決議であ 8 第1項(会議の目的がマンション再生等に係る決議であ るときを除く。) にかかわらず、緊急を要する場合には、 理事長は、理事会の承認を得て、1週間を下回らない範囲 において、第1項の期間を短縮することができる。

(組合員の総会招集権)

第44条 組合員が組合員総数及び第46条第1項に定める議 ┃変更箇所 決権総数の各5分の1以上に当たる組合員の同意を得て、 会議の目的を示して総会の招集を請求した場合には、理事 長は、2週間以内にその請求があった日から4週間以内の 日(会議の目的がマンション再生等に係る決議であるとき

・第1項及び第2項中の「理事長」 を「管理者」に書き換える。

- は、2か月と2週間以内の日)を会日とする臨時総会の招 集の通知を発しなければならない。
- 2 管理者が前項の通知を発しない場合には、前項の請求を した組合員は、臨時総会を招集することができる。

「※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定〕

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

3 前2項により招集された臨時総会においては、第42条 第5項にかかわらず、議長は、総会に出席した組合員 (書面又は代理人によって議決権を行使する者を含 む。) の議決権の過半数をもって、組合員の中から選任 する。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

3 前2項により招集された臨時総会においては、第42条 第5項にかかわらず、議長は、総会に出席した組合員 (書面、電磁的方法又は代理人によって議決権を行使す る者を含む。) の議決権の過半数をもって、組合員の中 から選任する。

(出席資格)

- 第45条 組合員のほか、管理者が必要と認めた者は、総会に 出席することができる。
- 2 区分所有者の承諾を得て専有部分を占有する者は、会議 2 区分所有者の承諾を得て専有部分を占有する者は、会議 の目的につき利害関係を有する場合には、総会に出席して 意見を述べることができる。この場合において、総会に出 席して意見を述べようとする者は、あらかじめ管理者にそ の旨を通知しなければならない。

(議決権)

第46条 各組合員の議決権の割合は、別表第5に掲げるとお | 第46条 各組合員の議決権の割合は、別表第5に掲げるとお | 変)筋 りとする。

- は、2か月と2週間以内の日)を会日とする臨時総会の招 集の通知を発しなければならない。
- 2 理事長が前項の通知を発しない場合には、前項の請求を した組合員は、臨時総会を招集することができる。

「※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定〕

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

3 前2項により招集された臨時総会においては、第42条 第5項にかかわらず、議長は、総会に出席した組合員 (書面又は代理人によって議決権を行使する者を含 む。) の議決権の過半数をもって、組合員の中から選任 する。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

3 前2項により招集された臨時総会においては、第42条 第5項にかかわらず、議長は、総会に出席した組合員 (書面、電磁的方法又は代理人によって議決権を行使す る者を含む。)の議決権の過半数をもって、組合員の中 から選任する。

(出席資格)

- |第45条 組合員のほか、理事会が必要と認めた者は、総会に|変更箇所 出席することができる。
- の目的につき利害関係を有する場合には、総会に出席して ・ 第項中の「理事長」を「管理 意見を述べることができる。この場合において、総会に出 席して意見を述べようとする者は、あらかじめ理事長にそ の旨を通知しなければならない。

(議決権)

りとする。

- ・第1項中の「理事会」を「管理 者」に書き換える。
- 者」に書き換える。

・第3項、第6項及び第7項中の

- 2 住戸1戸が数人の共有に属する場合、その議決権行使に 2 住戸1戸が数人の共有に属する場合、その議決権行使に ついては、これら共有者をあわせて一の組合員とみなす。
- 3 前項により一の組合員とみなされる者は、議決権を行使 する者1名を選任し、その者の氏名をあらかじめ総会開会 までに管理者に届け出なければならない。
- 4 議決権は、書面又は代理人によって行使することができ
- 5 組合員が代理人により議決権を行使しようとする場合に おいて、その代理人は、以下の各号に掲げる者でなければ ならない。
 - 一 その組合員の配偶者 (婚姻の届出をしていないが事実 上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は一親等 の親族
 - 二 その組合員の住戸に同居する親族
 - 三他の組合員
 - 四 国内管理人
- 6 代理人により議決権を行使しようとする場合において、 組合員又は代理人は、代理権を証する書面を管理者に提出 しなければならない。
- 7 所有者不明専有部分管理人は、組合員に代わって議決権 を行使することができる。この場合において、所有者不明 専有部分管理人は、その資格を有することを証する書面の 写しを管理者に提出しなければならない。

〔※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定]

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

(規定なし)

- (イ)電磁的方法が利用可能な場合
- 8 議決権の行使は、第4項の書面によるものに代えて、 電磁的方法によってすることができる。
- 組合員又は代理人は、第6項の書面の提出に代えて、

- ついては、これら共有者をあわせて一の組合員とみなす。
- 3 前項により一の組合員とみなされる者は、議決権を行使 する者1名を選任し、その者の氏名をあらかじめ総会開会 までに理事長に届け出なければならない。
- 4 議決権は、書面又は代理人によって行使することができ
- 5 組合員が代理人により議決権を行使しようとする場合に おいて、その代理人は、以下の各号に掲げる者でなければ ならない。
 - 一 その組合員の配偶者 (婚姻の届出をしていないが事実 上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) 又は一親等 の親族
 - 二 その組合員の住戸に同居する親族
 - 三他の組合員
 - 四 国内管理人
- 6 代理人により議決権を行使しようとする場合において、 組合員又は代理人は、代理権を証する書面を理事長に提出 しなければならない。
- 7 所有者不明専有部分管理人は、組合員に代わって議決権 を行使することができる。この場合において、所有者不明 専有部分管理人は、その資格を有することを証する書面の 写しを理事長に提出しなければならない。

「※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定〕

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

(規定なし)

- (イ)電磁的方法が利用可能な場合
- 8 議決権の行使は、第4項の書面によるものに代えて、 電磁的方法によってすることができる。
- 9 組合員又は代理人は、第6項の書面の提出に代えて、

「理事長」を「管理者」に書き 換える。

電磁的方法によって提出することができる。

10 所有者不明専有部分管理人は、第7項の書面の提出に 代えて、電磁的方法によって提出することができる。

(総会の会議及び議事)

- 第47条 総会の会議(WEB会議システム等を用いて開催する 会議を含む。)は、前条第1項に定める議決権総数の過半 数を有する組合員が出席しなければならない。
- 2 総会の議事は、出席組合員の議決権の過半数で決する。
- 3 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、前2項に かかわらず、組合員総数の過半数であって議決権総数の過 半数を有する組合員の出席を要し、出席組合員及びその議 決権の各4分の3以上で決する。
 - 一 規約の制定、変更又は廃止
 - 二 敷地及び共用部分等の変更(その形状又は効用の著し い変更を伴わないもの及び建築物の耐震改修の促進に関 する法律(平成7年法律第123号)第25条第2項に基づ く認定を受けた建物の耐震改修を除く。)
 - 三 前号の敷地及び共用部分等の変更に伴って必要となる 専有部分の保存行為等
 - 四 区分所有法第58条第1項、第59条第1項又は第60条 第1項の訴えの提起
 - 五 その他総会において本項の方法により決議することと した事項
- 4 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、前3項に かかわらず、組合員総数の過半数であって議決権総数の過 半数を有する組合員の出席を要し、出席組合員及びその議 決権の各3分の2以上で決する。
 - 一 敷地及び共用部分等の変更のうち、次に掲げるもの
 - イ 敷地及び共用部分等の設置又は保存に瑕疵があるこ とによって他人の権利又は法律上保護される利益が侵 害され、又は侵害されるおそれがある場合におけるそ の瑕疵の除去に関して必要となるもの

電磁的方法によって提出することができる。

10 所有者不明専有部分管理人は、第7項の書面の提出に 代えて、電磁的方法によって提出することができる。

(総会の会議及び議事)

- 第47条 総会の会議 (WEB 会議システム等を用いて開催する ▼変更箇所なし 会議を含む。)は、前条第1項に定める議決権総数の過半 数を有する組合員が出席しなければならない。
- 2 総会の議事は、出席組合員の議決権の過半数で決する。
- 3 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、前2項に かかわらず、組合員総数の過半数であって議決権総数の過 半数を有する組合員の出席を要し、出席組合員及びその議 決権の各4分の3以上で決する。
 - 一 規約の制定、変更又は廃止
 - 二 敷地及び共用部分等の変更(その形状又は効用の著し い変更を伴わないもの及び建築物の耐震改修の促進に関 する法律(平成7年法律第123号)第25条第2項に基づ く認定を受けた建物の耐震改修を除く。)
 - 三 前号の敷地及び共用部分等の変更に伴って必要となる 専有部分の保存行為等
 - 四 区分所有法第58条第1項、第59条第1項又は第60条 第1項の訴えの提起
 - 五 その他総会において本項の方法により決議することと した事項
- 4 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、前3項に かかわらず、組合員総数の過半数であって議決権総数の過 半数を有する組合員の出席を要し、出席組合員及びその議 決権の各3分の2以上で決する。
 - 一 敷地及び共用部分等の変更のうち、次に掲げるもの
 - イ 敷地及び共用部分等の設置又は保存に瑕疵があるこ とによって他人の権利又は法律上保護される利益が侵 害され、又は侵害されるおそれがある場合におけるそ の瑕疵の除去に関して必要となるもの

- □ 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体 の負担を軽減することにより、その移動又は施設の利 用上の利便性及び安全性を向上させるために必要とな るもの
- 二 前号の敷地及び共用部分等の変更に伴って必要となる 専有部分の保存行為等
- 三 建物の価格の2分の1を超える部分が滅失した場合の 滅失した共用部分の復旧
- 5 マンション再生等に係る決議のうち、建替え決議、建物 更新決議又は取壊し決議は、第2項にかかわらず、組合員 総数及び議決権総数の各5分の4以上で行う。ただし、建 物が区分所有法第62条第2項各号に掲げるいずれかの事由 に該当する場合は、組合員総数及び議決権総数の各4分の 3以上で行う。
- 6 マンション再生等に係る決議のうち、建物敷地売却決議 又は建物取壊し敷地売却決議は、第2項にかかわらず、組 合員総数、議決権総数及び敷地利用権の持分の価格の各5 分の4以上で行う。ただし、建物が区分所有法第62条第2 項各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合は、組合員 総数、議決権総数及び敷地利用権の持分の価格の各4分の 3以上で行う。

[※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定]

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

7 前6項の場合において、組合員が書面又は代理人によって議決権を行使したときは、当該組合員の数は出席した組合員の数に、当該議決権の数は出席した組合員の議決権の数に、それぞれ算入する。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

7 前6項の場合において、<u>組合員が</u>書面、電磁的方法又は代理人によって議決権を行使したときは、当該組合員

- □ 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体 の負担を軽減することにより、その移動又は施設の利 用上の利便性及び安全性を向上させるために必要とな るもの
- 二 前号の敷地及び共用部分等の変更に伴って必要となる 専有部分の保存行為等
- 三 建物の価格の2分の1を超える部分が滅失した場合の滅失した共用部分の復旧
- 5 マンション再生等に係る決議のうち、建替え決議、建物 更新決議又は取壊し決議は、第2項にかかわらず、組合員 総数及び議決権総数の各5分の4以上で行う。ただし、建 物が区分所有法第62条第2項各号に掲げるいずれかの事由 に該当する場合は、組合員総数及び議決権総数の各4分の 3以上で行う。
- 6 マンション再生等に係る決議のうち、建物敷地売却決議 又は建物取壊し敷地売却決議は、第2項にかかわらず、組 合員総数、議決権総数及び敷地利用権の持分の価格の各5 分の4以上で行う。ただし、建物が区分所有法第62条第2 項各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合は、組合員 総数、議決権総数及び敷地利用権の持分の価格の各4分の 3以上で行う。

[※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定]

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

7 <u>前 6 項</u>の場合において、<u>組合員が</u>書面又は代理人によって議決権を行使したときは、当該組合員の数は出席した組合員の数に、当該議決権の数は出席した組合員の議決権の数に、それぞれ算入する。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

7 前6項の場合において、組合員が書面、電磁的方法又は代理人によって議決権を行使したときは、当該組合員

<u>の数は出席した組合員の数に、当該議決権の数は出席し</u>た組合員の議決権の数に、それぞれ算入する。

- 8 前7項の適用については、所有者不明専有部分管理人 は、組合員とみなす。
- 9 第3項第一号において、規約の制定、変更又は廃止が一部の組合員の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その 承諾を得なければならない。この場合において、その組合 員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。
- 10 第3項第二号及び第4項第一号において、敷地及び共用部分等の変更が、専有部分又は専用使用部分の使用に特別の影響を及ぼすべきときは、その専有部分を所有する組合員又はその専用使用部分の専用使用を認められている組合員の承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。
- 11 第3項<u>第四号</u>に掲げる事項の決議を行うには、あらかじ め当該組合員又は占有者に対し、弁明する機会を与えなけ ればならない。
- 12 総会においては、第43条第1項によりあらかじめ通知した事項についてのみ、決議することができる。

(決議事項)

- 第48条 次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経 なければならない。
 - 一 規約及び使用細則等の制定、変更又は廃止
 - 二 管理者及び監事の選任(再任を含む。)及び解任
 - 三 収支決算及び事業報告
 - 四 収支予算及び事業計画
 - 五 長期修繕計画の作成又は変更
 - 六 管理費等及び使用料の額並びに賦課徴収方法
 - 七 修繕積立金の保管及び運用方法
 - 八 適正化法第5条の3第1項に基づく管理計画の認定の

<u>の数は出席した組合員の数に、当該議決権の数は出席し</u> た組合員の議決権の数に、それぞれ算入する。

- 8 前7項の適用については、所有者不明専有部分管理人 は、組合員とみなす。
- 9 第3項第一号において、規約の制定、変更又は廃止が一部の組合員の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。
- 10 第3項第二号及び第4項第一号において、敷地及び共用部分等の変更が、専有部分又は専用使用部分の使用に特別の影響を及ぼすべきときは、その専有部分を所有する組合員又はその専用使用部分の専用使用を認められている組合員の承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。
- 11 第3項<u>第四号</u>に掲げる事項の決議を行うには、あらかじめ当該組合員又は占有者に対し、弁明する機会を与えなければならない。
- 12 総会においては、第43条第1項によりあらかじめ通知した事項についてのみ、決議することができる。

(議決事項)

- 第48条 次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。
 - 一 規約及び使用細則等の制定、変更又は廃止
 - 二 <u>役員</u>の選任及び解任<u>並びに役員活動費の額及び支払方</u> <u>法</u>
 - 三 収支決算及び事業報告
 - 四 収支予算及び事業計画
 - 五 長期修繕計画の作成又は変更
 - 六 管理費等及び使用料の額並びに賦課徴収方法
 - 七 修繕積立金の保管及び運用方法
 - 八 適正化法第5条の3第1項に基づく管理計画の認定の

変更箇所

- ・第二号中の「役員」を「管理者 及び監事」に書き換え、「並び に役員活動費の額及び支払方 法」を削る。
- ・第十六号に「管理者事務委託契 約の締結」を追加する。
- ・第十七号に「監事業務委託契約 の締結」を追加する。

申請、<u>適正化法</u>第5条の6第1項に基づく管理計画の認 定の更新の申請及び<u>適正化法</u>第5条の7第1項に基づく 管理計画の変更の認定の申請

- 九 第21条第2項に定める管理の実施
- 十 第28条第1項に定める特別の管理の実施並びにそれに 充てるための資金の借入れ及び修繕積立金の取崩し
- 十一 区分所有法第57条第2項及び前条第3項<u>第四号</u>の訴 えの提起並びにこれらの訴えを提起すべき者の選任
- 十二 建物の一部が滅失した場合の滅失した共用部分の復 旧
- 十三 円滑化法<u>第 163 条の 56</u>第1項に基づく除却<u>等</u>の必要 性に係る認定の申請
- 十四 区分所有法第62条第1項の場合の建替え、区分所有 法第64条の5の場合の建物の更新、区分所有法第64条 の6第1項の場合の建物敷地売却、区分所有法第64条の 7第1項の場合の建物取壊し敷地売却及び区分所有法第 64条の8第1項の場合の取壊し
- 十五 第28条第2項に定める<u>マンション再生等</u>に係る計画 又は設計等の経費のための修繕積立金の取崩し
- 十六 管理者事務委託契約の締結
- 十七 監事業務委託契約の締結
- 十八 組合管理部分に関する管理委託契約の締結
- 十九 その他管理組合の業務に関する重要事項

[※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定]

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

(議事録の作成、保管等)

- 第49条 総会の議事については、議長は、議事録を作成し なければならない。
- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載 し、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した組合 員がこれに署名しなければならない。

申請、<u>適正化法</u>第5条の6第1項に基づく管理計画の認 定の更新の申請及び<u>適正化法</u>第5条の7第1項に基づく 管理計画の変更の認定の申請

- 九 第21条第2項に定める管理の実施
- 十 第28条第1項に定める特別の管理の実施並びにそれに 充てるための資金の借入れ及び修繕積立金の取崩し
- 十一 区分所有法第57条第2項及び前条第3項<u>第四号</u>の訴 えの提起並びにこれらの訴えを提起すべき者の選任
- 十二 建物の一部が滅失した場合の滅失した共用部分の復 旧
- 十三 円滑化法<u>第163条の56</u>第1項に基づく除却<u>等</u>の必要 性に係る認定の申請
- 十四 区分所有法第62条第1項の場合の建替え、区分所有 法第64条の5の場合の建物の更新、区分所有法第64条 の6第1項の場合の建物敷地売却、区分所有法第64条の 7第1項の場合の建物取壊し敷地売却及び区分所有法第 64条の8第1項の場合の取壊し
- 十五 第28条第2項に定める<u>マンション再生等</u>に係る計画 又は設計等の経費のための修繕積立金の取崩し

(追加)

(追加)

- 十六 組合管理部分に関する管理委託契約の締結
- 十七 その他管理組合の業務に関する重要事項

[※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定]

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

(議事録の作成、保管等)

- 第49条 総会の議事については、議長は、議事録を作成し なければならない。
- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載 し、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した組合 員がこれに署名しなければならない。

変更箇所

・第3項及び第4項(電磁的方法が利用可能な場合は第5項及び第6項)中の「理事長」を「管理者」に書き換える。

- 3 <u>管理者</u>は、議事録を保管し、組合員又は利害関係人の 書面による請求があったときは、議事録の閲覧をさせな ければならない。この場合において、閲覧につき、相当 の日時、場所等を指定することができる。
- 4 <u>管理者</u>は、所定の掲示場所に、議事録の保管場所を掲示しなければならない。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

(議事録の作成、保管等)

- 第49条 総会の議事については、議長は、書面又は電磁的 記録により、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、又は記録しなければならない。
- 3 前項の場合において、議事録が書面で作成されている ときは、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した 組合員がこれに署名しなければならない。
- 4 第2項の場合において、議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報については、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した組合員が電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項の「電子署名」をいう。以下同じ。)をしなければならない。
- 5 管理者は、議事録を保管し、組合員又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、議事録の閲覧(議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの当該議事録の保管場所における閲覧をいう。)をさせなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。ただし、議事録が電磁的記録で作成されているときには、組合員又は利害関係人からの求めがある場合に閲覧に代えて、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により提供するこ

- 3 <u>理事長</u>は、議事録を保管し、組合員又は利害関係人の 書面による請求があったときは、議事録の閲覧をさせな ければならない。この場合において、閲覧につき、相当 の日時、場所等を指定することができる。
- 4 <u>理事長</u>は、所定の掲示場所に、議事録の保管場所を掲示しなければならない。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

(議事録の作成、保管等)

- 第49条 総会の議事については、議長は、書面又は電磁的 記録により、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、又は記録しなければならない。
- 3 前項の場合において、議事録が書面で作成されている ときは、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した 組合員がこれに署名しなければならない。
- 4 第2項の場合において、議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報については、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した組合員が電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項の「電子署名」をいう。以下同じ。)をしなければならない。
- 5 理事長は、議事録を保管し、組合員又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、議事録の閲覧(議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの当該議事録の保管場所における閲覧をいう。)をさせなければならない。この場合において、閲覧につき、相当のおよりない。この場合において、閲覧につき、補当のおり記録で作成されているときには、組合員又は利害では、場所等を指定することができる。ただし、議事録が電磁的記録で作成されているときには、組合員又は利害関係人からの求めがある場合に閲覧に代えて、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により提供するこ

とができる。

6 <u>管理者</u>は、所定の掲示場所に、議事録の保管場所を掲 示しなければならない。

[※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定]

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

(総会資料の保管等)

第 49 条の2 <u>管理者</u>は、議案書及び付随する資料を保管 し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請 求があったときは、議案書及び付随する資料の閲覧をさ せなければならない。この場合において、閲覧につき、 相当の日時、場所等を指定することができる。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

(総会資料の保管等)

- 第49条の2 <u>管理者</u>は、議案書及び付随する資料を書面又は電磁的記録により保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面又は電磁的方法による請求があったときは、議案書及び付随する資料の閲覧をさせなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
- 2 電磁的記録により作成された議案書及び付随する資料 の閲覧については、前条第5項に定める議事録の閲覧及 び提供に関する規定を準用する。

[※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定]

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

(書面による決議)

第50条 規約により総会において決議をすべき場合において、組合員全員の承諾があるときは、書面による決議を

とができる。

6 <u>理事長</u>は、所定の掲示場所に、議事録の保管場所を掲 示しなければならない。

[※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定]

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

(総会資料の保管等)

第 49 条の2 <u>理事長</u>は、議案書及び付随する資料を保管 し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請 求があったときは、議案書及び付随する資料の閲覧をさ せなければならない。この場合において、閲覧につき、 相当の日時、場所等を指定することができる。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

(総会資料の保管等)

- 第49条の2 <u>理事長</u>は、議案書及び付随する資料を書面又は電磁的記録により保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面又は電磁的方法による請求があったときは、議案書及び付随する資料の閲覧をさせなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
- 2 電磁的記録により作成された議案書及び付随する資料 の閲覧については、前条第5項に定める議事録の閲覧及 び提供に関する規定を進用する。

[※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定]

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

(書面による決議)

第50条 規約により総会において決議をすべき場合において、組合員全員の承諾があるときは、書面による決議を

変更箇所

・第1項中の「理事長」を「管理 者」に書き換える。

変更箇所なし

することができる。

- 2 規約により総会において決議すべきものとされた事項 については、組合員全員の書面による合意があったとき は、書面による決議があったものとみなす。
- 3 規約により総会において決議すべきものとされた事項 についての書面による決議は、総会の決議と同一の効力 を有する。
- 4 第49条第3項及び第4項の規定は、書面による決議に 係る書面について準用する。
- 5 総会に関する規定は、書面による決議について準用する。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

(書面又は電磁的方法による決議)

- 第50条 規約により総会において決議をすべき場合において、組合員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る組合員の承諾については、あらかじめ、組合員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
- 一 電磁的方法のうち、送信者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式
- 3 規約により総会において決議すべきものとされた事項 については、組合員の全員の書面又は電磁的方法による 合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議が あったものとみなす。
- 4 規約により総会において決議すべきものとされた事項 についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決 議と同一の効力を有する。
- 5 第49条第5項及び第6項の規定は、書面又は電磁的方

することができる。

- 2 規約により総会において決議すべきものとされた事項 については、組合員全員の書面による合意があったとき は、書面による決議があったものとみなす。
- 3 規約により総会において決議すべきものとされた事項 についての書面による決議は、総会の決議と同一の効力 を有する。
- 4 第49条第3項及び第4項の規定は、書面による決議に 係る書面について準用する。
- 5 総会に関する規定は、書面による決議について準用する。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

(書面又は電磁的方法による決議)

- 第50条 規約により総会において決議をすべき場合において、組合員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る組合員の承諾については、あらかじめ、組合員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
 - 一 電磁的方法のうち、送信者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式
- 3 規約により総会において決議すべきものとされた事項 については、組合員の全員の書面又は電磁的方法による 合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議が あったものとみなす。
- 4 規約により総会において決議すべきものとされた事項 についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決 議と同一の効力を有する。
- 5 第49条第5項及び第6項の規定は、書面又は電磁的方

法による決議に係る書面並びに第1項及び第3項の電磁 的方法が行われた場合に当該電磁的方法により作成され る電磁的記録について準用する。

6 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

第5節 その他

(削除)

(削除)

法による決議に係る書面並びに第1項及び第3項の電磁的方法が行われた場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録について準用する。

6 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

第5節 理事会

(理事会)

第51条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、次に掲げる職務を行う。
- 一 規約若しくは使用細則等又は総会の決議により理事会 の権限として定められた管理組合の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長、副理事長及び会計担当理事の選任及び解任
- 3 理事会の議長は、理事長が務める。

(招集)

第52条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事が○分の1以上の理事の同意を得て理事会の招集を 請求した場合には、理事長は速やかに理事会を招集しなけ ればならない。
- 3 前項の規定による請求があった日から○日以内に、その 請求があった日から○日以内の日を理事会の日とする理事 会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした 理事は、理事会を招集することができる。
- 4 理事会の招集手続については、第43条(<u>マンション再生</u> <u>等に係る決議</u>を会議の目的とする場合の第1項及び<u>第5項</u> から<u>第7項</u>までを除く。)の規定を準用する。この場合に おいて、同条中「組合員」とあるのは「理事及び監事」 と、同条第8項中「理事会の承認」とあるのは「理事及び

変更箇所

・節の見出しを「理事会」から 「その他」に書き換える。

変更笛所

本条を削除する。

変更箇所

本条を削除する。

(削除)

(削除)

監事の全員の同意」と読み替えるものとする。ただし、理 事会において別段の定めをすることができる。

(理事会の会議及び議事)

- 第53条 理事会の会議(WEB会議システム等を用いて開催す ▼変更箇所 る会議を含む。)は、理事の半数以上が出席しなければ開 **↓・**本条を削除する。 くことができず、その議事は出席理事の過半数で決する。
- 2 次条第1項第五号に掲げる事項については、理事の過半 数の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議に よることができる。
- 3 前2項の決議について特別の利害関係を有する理事は、 議決に加わることができない。

「※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定〕

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

4 議事録については、第49条(第4項を除く。)の規定 を準用する。ただし、第49条第2項中「総会に出席した 組合員」とあるのは「理事会に出席した理事」と読み替 えるものとする。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

- 4 議事録については、第49条(第6項を除く。)の規定 を準用する。ただし、第49条第3項及び第4項中「総会 に出席した組合員」とあるのは「理事会に出席した理 事」と読み替えるものとする。
- 5 理事会で使用した資料については、第49条の2の規定を 進用する。

(議決事項)

- 第54条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の ┃変更箇所 各号に掲げる事項を決議する。
 - 一 収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案

本条を削除する。

- 二 規約及び使用細則等の制定、変更又は廃止に関する案
- 三 長期修繕計画の作成又は変更に関する案
- 四 その他の総会提出議案
- 五 第17条、第21条及び第22条に定める承認又は不承認
- 六 第58条第3項に定める承認又は不承認
- 七 第60条第4項に定める未納の管理費等及び使用料の請 求に関する訴訟その他法的措置の追行
- 八 第60条第5項に定める弁済の充当の順序の設定
- 九 第67条に定める勧告又は指示等
- 十 第67条の2第1項に定める区分所有者の所在等の探索
- 十一 第67条の3第1項、第67条の4第1項及び第67条
 - の5第1項に定める裁判所に対する請求
- 十二 総会から付託された事項
- 十三 災害等により総会の開催が困難である場合における 応急的な修繕工事の実施等
- 十四 理事長、副理事長及び会計担当理事の選任及び解任
- 2 第48条の規定にかかわらず、理事会は、前項第十三号の 決議をした場合においては、当該決議に係る応急的な修繕 工事の実施に充てるための資金の借入れ及び修繕積立金の 取崩しについて決議することができる。

(専門委員会の設置)

- 第55条 管理者は、その責任と権限の範囲内において、専門┃第55条 理事会は、その責任と権限の範囲内において、専門┃・第1項及び第2項中の「理事 委員会を設置し、特定の課題についての調査又は検討を委 ねることができる。
- 2 専門委員会は、調査又は検討した結果を管理者に具申す る。

「※総会の他に区分所有者の意思を反映するために整備す る方法に応じて、次のように規定〕

(ア)投票制度を設ける場合

(投票制度)

(専門委員会の設置)

- 委員会を設置し、特定の課題を調査又は検討させることが ──会|を「管理者」に書き換え、 できる。
- 2 専門委員会は、調査又は検討した結果を理事会に具申す る。

変更箇所

条文を修正する。

- 第55条の2 管理者は、管理組合の業務に関する組合員の 意思を反映するため、総会以外の手段により、組合員の 賛否等を問うことができる。
- 2 管理者は、【区分所有者の一定数以上から要求があった場合を記載】、前項の投票により賛否等を問わなければならない。

(投票手続)

- 第55条の3 管理者は、投票期限日を示し、少なくとも投票期限日の1週間前までに、投票の目的を示して、組合員に通知を発しなければならない。
- 2 組合員は書面又は電磁的方法によって投票権を行使することができる。

(投票結果)

第55条の4 管理者は、投票の結果を明らかにした書面又 は電磁的記録を作成し、投票の期限日から1か月以内に 組合員に通知するものとする。ただし、この期間内に総 会が開催されるときは、当該総会において報告すること ができる。

(イ)管理評議会を設ける場合

(管理評議会)

- <u>第 55 条の 2</u> 管理評議会は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 一 管理者が毎会計年度の収支予算案その他の議案を通 常総会に提出する前において、その内容について、管 理者に対して意見を述べること
 - 二 監事が第○条に定める職務【管理者がその地位を離れる場合における職務】を行う場合において、監事に対して、管理者の選任、管理規約変更に関する議案について意見を述べること
- 2 管理評議会は、管理者の職務の執行について、管理者

に対し意見を述べることができる。

第7章 会計

(会計年度)

第56条 管理組合の会計年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月 ○日までとする。

(管理組合の収入及び支出)

第 57 条 管理組合の会計における収入は、第 25 条に定める ┃ 第 57 条 管理組合の会計における収入は、第 25 条に定める ┃ 変更簡析なし 管理費等及び第29条に定める使用料によるものとし、その 支出は第27条から第29条に定めるところにより諸費用に 充当する。

(収支予算の作成及び変更等)

- 第58条 管理者は、毎会計年度の収支予算案を通常総会に提 出し、その承認を得なければならない。
- 2 収支予算を変更しようとするときは、管理者は、その案 を臨時総会に提出し、その承認を得なければならない。
- 3 管理者は、第56条に定める会計年度の開始後、第1項に ┃3 理事長は、第56条に定める会計年度の開始後、第1項に ┃・第3項の「理事会の承認を経 定める承認を得るまでの間に、以下の各号に掲げる経費の 支出が必要となった場合には、その支出を行うことができ る。
 - 一 第27条に定める通常の管理に要する経費のうち、経常 的であり、かつ、第1項の承認を得る前に支出すること がやむを得ないと認められるもの
 - 二 総会の承認を得て実施している長期の施工期間を要す る工事に係る経費であって、第1項の承認を得る前に支 出することがやむを得ないと認められるもの
- 4 前項の規定に基づき行った支出は、第1項の規定により 4 前項の規定に基づき行った支出は、第1項の規定により

第7章 会計

(会計年度)

第56条 管理組合の会計年度は、毎年○月○日から翌年○月 ▼要箇所なし ○日までとする。

(管理組合の収入及び支出)

管理費等及び第29条に定める使用料によるものとし、その 支出は第27条から第29条に定めるところにより諸費用に 充当する。

(収支予算の作成及び変更)

- 第58条 理事長は、毎会計年度の収支予算案を通常総会に提 出し、その承認を得なければならない。
- 2 収支予算を変更しようとするときは、理事長は、その案 を臨時総会に提出し、その承認を得なければならない。
 - 定める承認を得るまでの間に、以下の各号に掲げる経費の □ て」を削る。 支出が必要となった場合には、理事会の承認を得てその支 出を行うことができる。
 - 一 第27条に定める通常の管理に要する経費のうち、経常 的であり、かつ、第1項の承認を得る前に支出すること がやむを得ないと認められるもの
 - 二 総会の承認を得て実施している長期の施工期間を要す る工事に係る経費であって、第1項の承認を得る前に支 出することがやむを得ないと認められるもの
- 収支予算案の承認を得たときは、当該収支予算案による支 収支予算案の承認を得たときは、当該収支予算案による支

- 第1項、第2項、第3項及び第 6 項中の「理事長」を「管理 者」に書き換える。
- 第5項(理事会判断による応急 的な復旧工事の支出)を削り、 新たな第5項(管理業者管理者 方式における契約行為に係る総 会議案の事前開示)を追加す

出とみなす。

(削る)

- 5 管理者は、総会において、契約行為その他区分所有者の 負担が発生する行為について承認を得るため議案を提出し ようとする際には、次に掲げる事項を区分所有者に事前に 開示しなければならない。ただし、総会時点で開示するこ とが困難な事項がある場合は、この限りではない。
 - 一 契約内容
 - 二 契約により管理組合として負担する金額
 - 三 当該契約の相手方
 - 四 当該相手方を選任した理由
 - 五 契約が第37条の2に定める取引であったときは当該 取引における重要な事実
- 6 管理者は、第21条第6項の規定に基づき、敷地及び共用 部分等の保存行為を行う場合には、そのために必要な支出 を行うことができる。

(会計報告)

- 第59条 管理者は、毎会計年度の収支決算案について、財産 の状況に関する監事の監査を経て、通常総会に報告し、そ の承認を得なければならない。
- 2 管理者は、前項の収支決算案において、前条第5項各号 に掲げる事項について開示しなければならない。

(管理費等の徴収)

第 60 条 管理組合は、第 25 条に定める管理費等及び第 29 条 ┃ 第 60 条 管理組合は、第 25 条に定める管理費等及び第 29 条 ┃ 変更箇所

出とみなす。

5 理事会が第54条第1項第十三号の決議をした場合には、 理事長は、同条第2項の決議に基づき、その支出を行うこ とができる。

(追加)

6 理事長は、第21条第6項の規定に基づき、敷地及び共用 部分等の保存行為を行う場合には、そのために必要な支出 を行うことができる。

(会計報告)

第59条 理事長は、毎会計年度の収支決算案を監事の会計監 **査を経て、通常総会に報告し、その承認を得なければなら** ない。

(追加)

変更箇所

- ・第1項中の「理事長」を「管理 者」に書き換える。
- ・第1項中の「収支決算案を監事 の会計監査を経て、」を「収支 決算案について、財産の状況に 関する監事の監査を経て、」に 書き換える。
- ・第2項(収支決算案における契 約行為に関する事項の事前開 示)を追加する。

(管理費等の徴収)

に定める使用料について、組合員が各自開設する預金口座 から口座振替の方法により第62条に定める口座に受け入れ ることとし、当月分は別に定める徴収日までに一括して徴 収する。ただし、臨時に要する費用として特別に徴収する 場合には、別に定めるところによる。

- 場合には、管理組合は、その未払金額について、年利○% の遅延損害金と、違約金としての弁護士費用等並びに督促 及び徴収の諸費用を加算して、その組合員に対して請求す ることができる。
- 3 管理組合は、納入すべき金額を納入しない組合員に対 し、督促を行うなど、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 管理者は、未納の管理費等及び使用料の請求に関して、 管理組合を代表して、訴訟その他法的措置を追行すること ができる。
- 5 収納金が全ての債務を消滅させるのに足りないときは、 管理組合は、管理者により定める弁済の充当の順序に従 い、その弁済を充当することができる。
- 6 第2項に基づき請求した遅延損害金、弁護士費用等並び ┃6 第2項に基づき請求した遅延損害金、弁護士費用等並び に督促及び徴収の諸費用に相当する収納金は、第27条に定 める費用に充当する。
- 7 組合員は、納入した管理費等及び使用料について、その ▼ 7 組合員は、納入した管理費等及び使用料について、その 返還請求又は分割請求をすることができない。

(管理費等の過不足)

- 第61条 収支決算の結果、管理費に余剰を生じた場合には、 その余剰は翌年度における管理費に充当する。
- 対して第25条第2項に定める管理費等の負担割合により、 その都度必要な金額の負担を求めることができる。

(預金口座の開設)

第62条 管理組合は、会計業務を遂行するため、管理組合の┃第62条 管理組合は、会計業務を遂行するため、管理組合の┃変更箇所なし

に定める使用料について、組合員が各自開設する預金口座 ・第4項中の「理事長」を「管理 から口座振替の方法により第62条に定める口座に受け入れ ることとし、当月分は別に定める徴収日までに一括して徴 ┃・第4項中の「理事会の決議によ 収する。ただし、臨時に要する費用として特別に徴収する 場合には、別に定めるところによる。

- 2 組合員が前項の期日までに納入すべき金額を納入しない 2 組合員が前項の期日までに納入すべき金額を納入しない 場合には、管理組合は、その未払金額について、年利○% の遅延損害金と、違約金としての弁護士費用等並びに督促 及び徴収の諸費用を加算して、その組合員に対して請求す ることができる。
 - 3 管理組合は、納入すべき金額を納入しない組合員に対 し、督促を行うなど、必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 理事長は、未納の管理費等及び使用料の請求に関して、 理事会の決議により、管理組合を代表して、訴訟その他法 的措置を追行することができる。
 - 5 収納金が全ての債務を消滅させるのに足りないときは、 管理組合は、理事会の決議により定める弁済の充当の順序 に従い、その弁済を充当することができる。
 - に督促及び徴収の諸費用に相当する収納金は、第27条に定 める費用に充当する。
 - 返還請求又は分割請求をすることができない。

(管理費等の過不足)

- 第61条 収支決算の結果、管理費に余剰を生じた場合には、 その余剰は翌年度における管理費に充当する。
- 2 管理費等に不足を生じた場合には、管理組合は組合員に 2 管理費等に不足を生じた場合には、管理組合は組合員に 対して第25条第2項に定める管理費等の負担割合により、 その都度必要な金額の負担を求めることができる。

(預金口座の開設)

- 者」に書き換える。
- り、」を削る。
- 第5項中の「理事会」を「管理 者」に書き換える。

変更箇所なし

預金口座を開設するものとする。

(印鑑の保管)

第62条の2 管理組合の保管口座又は収納・保管口座に係る 印鑑、預貯金の引出用のカードその他これらに類するもの は、監事又は総会の決議により選任された者が保管するも のとする。

(借入れ)

第63条 管理組合は、第28条第1項に定める業務を行うた め必要な範囲内において、借入れをすることができる。

〔※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定〕

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

(帳票類等の作成、保管)

- 第64条 管理者は、会計帳簿、什器備品台帳その他の帳票 類を作成して保管し、組合員又は利害関係人の理由を付 した書面による請求があったときは、これらを閲覧させ なければならない。この場合において、閲覧につき、相 当の日時、場所等を指定することができる。
- 2 管理者は、第32条第三号の長期修繕計画書、同条第五 号の設計図書及び同条第六号の修繕等の履歴情報を保管 し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請 求があったときは、これらを閲覧させなければならな い。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所 等を指定することができる。
- 3 管理者は、第49条第3項(第53条第4項において準 用される場合を含む。)、第49条の2(第53条第5項 において準用される場合を含む。)、本条第1項及び第 2項並びに第72条第2項及び第4項の規定により閲覧の 対象とされる管理組合の財務・管理に関する情報につい

預金口座を開設するものとする。

(追加)

(借入れ)

|第 63 条 管理組合は、第 28 条第1項に定める業務を行うた ┃ 変更箇所なし め必要な範囲内において、借入れをすることができる。

変更箇所

・本条を追加する。

〔※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定`

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

(帳票類等の作成、保管)

- 第64条 理事長は、会計帳簿、什器備品台帳その他の帳票 類を作成して保管し、組合員又は利害関係人の理由を付 した書面による請求があったときは、これらを閲覧させ なければならない。この場合において、閲覧につき、相 当の日時、場所等を指定することができる。
- 2 理事長は、第32条第三号の長期修繕計画書、同条第五 号の設計図書及び同条第六号の修繕等の履歴情報を保管 し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請 求があったときは、これらを閲覧させなければならな い。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所 等を指定することができる。
- 3 理事長は、第49条第3項(第53条第4項において準 用される場合を含む。)、第49条の2(第53条第5項 において準用される場合を含む。)、本条第1項及び第 2項並びに第72条第2項及び第4項の規定により閲覧の 対象とされる管理組合の財務・管理に関する情報につい

変更箇所

・第1項、第2項及び第3項中の 「理事長」を「管理者」に書き 換える

ては、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による 請求に基づき、当該請求をした者が求める情報を記入し た書面を交付することができる。この場合において、<u>管</u> 理者は、交付の相手方にその費用を負担させることがで きる。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

(帳票類等の作成、保管)

- 第64条 <u>管理者</u>は、会計帳簿、什器備品台帳その他の帳票類を、書面又は電磁的記録により作成して保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面又は電磁的方法による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
- 2 <u>管理者</u>は、第32条第三号の長期修繕計画書、同条第五 号の設計図書及び同条第六号の修繕等の履歴情報を、書 面又は電磁的記録により保管し、組合員又は利害関係人 の理由を付した書面又は電磁的方法による請求があった ときは、これらを閲覧させなければならない。この場合 において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定する ことができる。
- 3 管理者は、第49条第5項(第53条第4項において準用される場合を含む。)、第49条の2第1項(第53条第5項において準用される場合を含む。)、本条第1項及び第2項並びに第72条第2項及び第4項の規定により閲覧の対象とされる管理組合の財務・管理に関する情報については、組合員又は利害関係人の理由を付した書面又は電磁的方法による請求に基づき、当該請求をした者が求める情報を記入した書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、管理者は、交付の相手方にその費用を負担させることができる。
- 4 電磁的記録により作成された書類等の閲覧について

ては、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による 請求に基づき、当該請求をした者が求める情報を記入し た書面を交付することができる。この場合において、<u>理</u> 事長は、交付の相手方にその費用を負担させることがで きる。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

(帳票類等の作成、保管)

- 第64条 <u>理事長</u>は、会計帳簿、什器備品台帳その他の帳票類を、書面又は電磁的記録により作成して保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面又は電磁的方法による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
- 2 <u>理事長</u>は、第32条第三号の長期修繕計画書、同条第五 号の設計図書及び同条第六号の修繕等の履歴情報を、書 面又は電磁的記録により保管し、組合員又は利害関係人 の理由を付した書面又は電磁的方法による請求があった ときは、これらを閲覧させなければならない。この場合 において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定する ことができる。
 - 3 理事長は、第49条第5項(第53条第4項において準用される場合を含む。)、第49条の2第1項(第53条第5項において準用される場合を含む。)、本条第1項及び第2項並びに第72条第2項及び第4項の規定により閲覧の対象とされる管理組合の財務・管理に関する情報については、組合員又は利害関係人の理由を付した書面又は電磁的方法による請求に基づき、当該請求をした者が求める情報を記入した書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、理事長は、交付の相手方にその費用を負担させることができる。
- 4 電磁的記録により作成された書類等の閲覧について

は、第49条第5項に定める議事録の閲覧及び提供に関する規定を準用する。

<u>「</u>※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定]

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

(削る)

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

(削る)

は、第49条第5項に定める議事録の閲覧及び提供に関する規定を準用する。

<u>〔</u>※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次のように規定〕

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

(組合員名簿等の作成、保管)

- 第 64 条の2 理事長は、組合員名簿及び居住者名簿(以下「組合員名簿等」という。)を作成して保管し、組合員の相当の理由を付した書面による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
- 3 理事長は、第 19 条第 3 項又は第 31 条の届出があった 場合に、遅滞なく組合員名簿等を更新しなければならない。
- 4 理事長は、毎年1回以上、組合員名簿等の内容の確認 をしなければならない。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

(組合員名簿等の作成、保管)

第64条の2 理事長は、組合員名簿及び居住者名簿(以下 「組合員名簿等」という。)を、書面又は電磁的記録に より作成して保管し、組合員の相当の理由を付した書面 又は電磁的方法による請求があったときは、これらを閲 覧させなければならない。この場合において、閲覧につ ※本条は標準管理規約で削除予定

(消滅時の財産の清算)

第 65 条 管理組合が消滅する場合、その残余財産について ┃ 第 65 条 管理組合が消滅する場合、その残余財産について ┃ 変更箇所なし は、第10条に定める各区分所有者の共用部分の共有持分割 合に応じて各区分所有者に帰属するものとする。

第8章 雑則

(義務違反者に対する措置)

第66条 区分所有者又は占有者が建物の保存に有害な行為そ の他建物の管理又は使用に関し区分所有者の共同の利益に 反する行為をした場合又はその行為をするおそれがある場 合には、区分所有法第57条から第60条までの規定に基づ き必要な措置をとることができる。

(理事長の勧告及び指示等)

き、相当の日時、場所等を指定することができる。

- 2 理事長は、前項の規定により閲覧の対象とされる組合 員名簿等に関する情報については、組合員の相当の理由 を付した書面又は電磁的方法による請求に基づき、当該 請求をした者が求める情報を記入した書面を交付し、又 は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供す ることができる。この場合において、理事長は、交付の 相手方にその費用を負担させることができる。
- 3 電磁的記録により作成された組合員名簿等の閲覧につ いては、第49条第5項に定める議事録の閲覧及び提供に 関する規定を準用する。
- 4 理事長は、第19条第3項又は第31条の届出があった 場合に、遅滞なく組合員名簿等を更新しなければならな V)
- 5 理事長は、毎年1回以上、組合員名簿等の内容の確認 をしなければならない。

(消滅時の財産の清算)

は、第10条に定める各区分所有者の共用部分の共有持分割 合に応じて各区分所有者に帰属するものとする。

第8章 雑則

(義務違反者に対する措置)

第66条 区分所有者又は占有者が建物の保存に有害な行為そ ▼変質節なし の他建物の管理又は使用に関し区分所有者の共同の利益に 反する行為をした場合又はその行為をするおそれがある場 合には、区分所有法第57条から第60条までの規定に基づ き必要な措置をとることができる。

(理事長の勧告及び指示等)

- 50 -

- 第67条 区分所有者若しくはその同居人又は専有部分の貸与 を受けた者若しくはその同居人(以下「区分所有者等」と いう。)が、法令、規約又は使用細則等に違反したとき、 又は対象物件内における共同生活の秩序を乱す行為を行っ たときは、管理者は、その区分所有者等に対し、その是正 等のため必要な勧告又は指示若しくは警告を行うことがで きる。
- 2 区分所有者は、その同居人又はその所有する専有部分の 貸与を受けた者若しくはその同居人が前項の行為を行った 場合には、その是正等のため必要な措置を講じなければな らない。
- 3 区分所有者等がこの規約若しくは使用細則等に違反した とき、又は区分所有者等若しくは区分所有者等以外の第三 者が敷地及び共用部分等において不法行為を行ったとき は、管理者は、その差止め、排除又は原状回復のための必 要な措置の請求に関し、管理組合を代表して、訴訟その他 法的措置を追行することができる。
- 4 前項の訴えを提起する場合、管理者は、請求の相手方に 対し、違約金としての弁護士費用及び差止め等の諸費用を 請求することができる。
- 5 前項の規定に基づき請求した弁護士費用及び差止め等の 諸費用に相当する収納金は、第27条に定める費用に充当す る。
- 6 管理者は、第3項の規定に基づき区分所有者のために原 告又は被告となったときは、遅滞なく、区分所有者にその 旨を通知しなければならない。この場合において、第43条 第2項及び第3項の規定は、区分所有者への通知について 準用する。

(区分所有者の所在等の探索)

第67条の2 区分所有者が第31条の規定に違反し必要な届 出を行わないことにより、敷地及び共用部分等の管理に支 障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合には、管理者

- 第67条 区分所有者若しくはその同居人又は専有部分の貸与 を受けた者若しくはその同居人(以下「区分所有者等」と┃変更箇所 いう。)が、法令、規約又は使用細則等に違反したとき、 又は対象物件内における共同生活の秩序を乱す行為を行っ たときは、理事長は、理事会の決議を経てその区分所有者 等に対し、その是正等のため必要な勧告又は指示若しくは 警告を行うことができる。
- 2 区分所有者は、その同居人又はその所有する専有部分の 貸与を受けた者若しくはその同居人が前項の行為を行った 場合には、その是正等のため必要な措置を講じなければな らない。
- 3 区分所有者等がこの規約若しくは使用細則等に違反した とき、又は区分所有者等若しくは区分所有者等以外の第三 者が敷地及び共用部分等において不法行為を行ったとき は、理事長は、理事会の決議を経て、その差止め、排除又 は原状回復のための必要な措置の請求に関し、管理組合を 代表して、訴訟その他法的措置を追行することができる。
- 4 前項の訴えを提起する場合、理事長は、請求の相手方に 対し、違約金としての弁護士費用及び差止め等の諸費用を 請求することができる。
- 5 前項の規定に基づき請求した弁護士費用及び差止め等の 諸費用に相当する収納金は、第27条に定める費用に充当す る。
- 6 理事長は、第3項の規定に基づき区分所有者のために原 告又は被告となったときは、遅滞なく、区分所有者にその 旨を通知しなければならない。この場合において、第43条 第2項及び第3項の規定は、区分所有者への通知について 進用する。

(区分所有者の所在等の探索)

第 67 条の 2 区分所有者が第 31 条の規定に違反し必要な届 出を行わないことにより、敷地及び共用部分等の管理に支 Ⅰ・第1項及び第2項中の「理事 障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合には、理事長

- ・第1項、第3項、第4項及び第 6項中の「理事長」を「管理 者」に書き換える。
- ・第1項中の「理事会の決議を経 て」を削る。
- 第3項中の「理事会の決議を経 て、」を削る。

変更箇所

長」を「管理者」に書き換え

- は、区分所有者の所在等を探索することができる。
- いて、違約金としての弁護士費用等を加算して、当該区分 所有者に請求することができる。
- 3 前項に定める費用の請求については、第60条第4項の規 定を準用する。
- 4 第2項に基づき請求した弁護士費用等及び探索に要した 費用に相当する収納金は、第27条に定める費用に充当す る。

(所在等不明区分所有者の総会の決議等からの除外)

- 第67条の3 管理者は、ある専有部分の区分所有者を知るこ とができず、又はその所在を知ることができないときは、 裁判所に対し、その区分所有者(以下「所在等不明区分所 有者」という。) 以外の区分所有者により総会の決議を行 うことができる旨の裁判(以下「所在等不明区分所有者の 除外の裁判」という。)を請求することができる。
- 2 理事長以外の区分所有者が、裁判所に対し、所在等不明 区分所有者の除外の裁判を請求したときは、遅滞なく、管 理者にその旨を通知しなければならない。
- 3 所在等不明区分所有者の除外の裁判が確定したときは、 それ以降に行う総会において、当該所在等不明区分所有者 は、議決権を有しない。この場合において、当該所在等不 明区分所有者、その有していた議決権及びその有する敷地 利用権の持分については、それぞれ組合員総数、議決権総 数及び敷地利用権の持分の総数から除外する。
- 4 前項の規定により総会の決議から除外する所在等不明区 分所有者に対しては、第43条第1項並びに第44条第1項 及び第2項の通知を発することを要しない。
- 5 第1項の裁判所への請求を行うこととなる場合は、管理 者は、当該請求に要した経費について、違約金としての弁

- は、理事会の決議を経て、区分所有者の所在等を探索する ことができる。
- 2 前項の場合において、

 管理者は、探索に要した費用につ 2 前項の場合において、

 理事長は、探索に要した費用につ いて、違約金としての弁護士費用等を加算して、当該区分 所有者に請求することができる。
 - 3 前項に定める費用の請求については、第60条第4項の規 定を準用する。
 - 4 第2項に基づき請求した弁護士費用等及び探索に要した 費用に相当する収納金は、第27条に定める費用に充当す

(所在等不明区分所有者の総会の決議等からの除外)

- 第67条の3 理事長は、ある専有部分の区分所有者を知るこ とができず、又はその所在を知ることができないときは、 理事会の決議を経て、裁判所に対し、その区分所有者(以 下「所在等不明区分所有者」という。) 以外の区分所有者 により総会の決議を行うことができる旨の裁判(以下「所 在等不明区分所有者の除外の裁判」という。)を請求する ことができる。
- 2 理事長以外の区分所有者が、裁判所に対し、所在等不明 区分所有者の除外の裁判を請求したときは、遅滞なく、理 事長にその旨を通知しなければならない。
- 3 所在等不明区分所有者の除外の裁判が確定したときは、 それ以降に行う総会において、当該所在等不明区分所有者 は、議決権を有しない。この場合において、当該所在等不 明区分所有者、その有していた議決権及びその有する敷地 利用権の持分については、それぞれ組合員総数、議決権総 数及び敷地利用権の持分の総数から除外する。
- 4 前項の規定により総会の決議から除外する所在等不明区 分所有者に対しては、第43条第1項並びに第44条第1項 及び第2項の通知を発することを要しない。
- 5 第1項の裁判所への請求を行うこととなる場合は、理事 長は、当該請求に要した経費について、違約金としての弁

第1項の「理事会の決議を経 て、」を削る。

- 第1項、第2項及び第5項中の 「理事長」を「管理者」に書き 換える。
- ・第1項の「理事会の決議を経 て、」を削る。

- <u>護士費用等を加算して、当該所在等不明区分所有者に請求</u> することができる。
- 6 前項に定める費用の請求については、第60条第4項の規 定を準用する。
- 7 第5項の規定に基づき請求した弁護士費用等及び請求に 要した費用に相当する収納金は、第27条に定める費用に充 当する。

(所有者不明専有部分管理人)

- 第67条の4 管理者は、区分所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない専有部分(専有部分が数人の共有に属する場合にあっては、共有を知ることができず、又はその所在を知ることができない専有部分の共有持分)について、裁判所に対し、区分所有法第46条の2に基づく所有者不明専有部分管理命令を求める請求をすることができる。
- 2 理事長は、専有部分を管理する所有者不明専有部分管理 人がその任務に違反して所有者不明専有部分等に著しい損 害を与えたことその他重要な事由がある場合には、裁判所 に対し、所有者不明専有部分管理人の解任を求める請求を することができる。
- 3 所有者不明専有部分管理人は、自らの氏名又は名称、住 所又は居所及び裁判所の命令を受けてその対象である所有 者不明専有部分を管理する旨を遅滞なく管理者に届け出な ければならない。
- 4 管理者は、第1項の請求に基づき選任された所有者不明 専有部分管理人による所有者不明専有部分の管理に必要な 経費として管理組合が負担した費用について、当該専有部 分の区分所有者に請求することができる。
- 5 第1項の裁判所への請求を行うこととなる場合において、管理者は、前項の経費のほか、当該請求に要した費用について、違約金としての弁護士費用等を加算して、当該専有部分の区分所有者に請求することができる。

- 護士費用等を加算して、当該所在等不明区分所有者に請求 することができる。
- 6 前項に定める費用の請求については、第60条第4項の規 定を準用する。
- 7 第5項の規定に基づき請求した弁護士費用等及び請求に 要した費用に相当する収納金は、第27条に定める費用に充 当する。

(所有者不明専有部分管理命令)

- 第67条の4 理事長は、区分所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない専有部分(専有部分が数人の共有に属する場合にあっては、共有を知ることができず、又はその所在を知ることができない専有部分の共有持分)について、理事会の決議を経て、裁判所に対し、区分所有法第46条の2に基づく所有者不明専有部分管理命令を求める請求をすることができる。
- 2 理事長は、専有部分を管理する所有者不明専有部分管理 人がその任務に違反して所有者不明専有部分等に著しい損 害を与えたことその他重要な事由がある場合には、理事会 の決議を経て、裁判所に対し、所有者不明専有部分管理人 の解任を求める請求をすることができる。
- 3 所有者不明専有部分管理人は、自らの氏名又は名称、住 所又は居所及び裁判所の命令を受けてその対象である所有 者不明専有部分を管理する旨を遅滞なく理事長に届け出な ければならない。
- 4 理事長は、第1項の請求に基づき選任された所有者不明 専有部分管理人による所有者不明専有部分の管理に必要な 経費として管理組合が負担した費用について、当該専有部 分の区分所有者に請求することができる。
- 5 第1項の裁判所への請求を行うこととなる場合において、理事長は、前項の経費のほか、当該請求に要した費用について、違約金としての弁護士費用等を加算して、当該専有部分の区分所有者に請求することができる。

- ・第1項、第3項、第4項及び第 5項中の「理事長」を「管理 者」に書き換える。
- ・第1項及び第2項の「理事会の 決議を経て、」を削る。

- 6 前2項に定める費用の請求については、第60条第4項の 規定を準用する。
- 7 第4項及び第5項に基づき請求した所有者不明専有部分 の管理に必要な経費、弁護士費用等及び裁判所への請求に 要した費用に相当する収納金は、第27条に定める費用に充 当する。

(管理不全専有部分管理命令)

- 第67条の5 管理者は、区分所有者による管理が適切に行わ れていない専有部分について、裁判所に対し、区分所有法 第46条の8に基づく管理不全専有部分管理命令を求める請 求をすることができる。
- 2 管理者は、対象物件内の専有部分を管理する管理不全専 有部分管理人が管理不全専有部分等に著しい損害を与えた ことその他重要な事由がある場合には、裁判所に対し、管 理不全専有部分管理人の解任を求める請求をすることがで きる。
- 3 管理不全専有部分管理人は、自らの氏名又は名称、住所 又は居所及び裁判所の命令を受けてその対象である管理不 全専有部分を管理する旨を遅滞なく管理者に届け出なけれ ばならない。
- 4 管理者は、第1項の請求に基づき選任された管理不全専 有部分管理人による管理不全専有部分の管理に必要な経費 として管理組合が負担した費用について、当該専有部分の 区分所有者に請求することができる。
- 5 前条第4項から第7項の規定は、前項の費用の請求につ いて準用する。この場合において、「所有者不明専有部分 管理人」とあるのは「管理不全専有部分管理人」と、「所 有者不明専有部分」とあるのは「管理不全専有部分」と読 み替えるものとする。

(合意管轄裁判所)

第68条 この規約に関する管理組合と組合員間の訴訟につい ┃第68条 この規約に関する管理組合と組合員間の訴訟につい ┃変更箇所なし

- 6 前2項に定める費用の請求については、第60条第4項の 規定を準用する。
- 7 第4項及び第5項に基づき請求した所有者不明専有部分 の管理に必要な経費、弁護士費用等及び裁判所への請求に 要した費用に相当する収納金は、第27条に定める費用に充 当する。

(管理不全専有部分管理命令)

- 第67条の5 理事長は、区分所有者による管理が適切に行わ れていない専有部分について、理事会の決議を経て、裁判 所に対し、区分所有法第46条の8に基づく管理不全専有部 分管理命令を求める請求をすることができる。
- 2 理事長は、対象物件内の専有部分を管理する管理不全専 有部分管理人が管理不全専有部分等に著しい損害を与えた ことその他重要な事由がある場合には、理事会の決議を経 て、裁判所に対し、管理不全専有部分管理人の解任を求め る請求をすることができる。
- 3 管理不全専有部分管理人は、自らの氏名又は名称、住所 又は居所及び裁判所の命令を受けてその対象である管理不 全専有部分を管理する旨を遅滞なく理事長に届け出なけれ ばならない。
- 4 理事長は、第1項の請求に基づき選任された管理不全専 有部分管理人による管理不全専有部分の管理に必要な経費 として管理組合が負担した費用について、当該専有部分の 区分所有者に請求することができる。
- 5 前条第4項から第7項の規定は、前項の費用の請求につ いて準用する。この場合において、「所有者不明専有部分 管理人」とあるのは「管理不全専有部分管理人」と、「所 有者不明専有部分」とあるのは「管理不全専有部分」と読 み替えるものとする。

(合意管轄裁判所)

- 第1項、第2項、第3項及び第 4項中の「理事長」を「管理 者」に書き換える。
- 第1項及び第2項の「理事会の」 決議を経て、」を削る。

ては、対象物件所在地を管轄する○○地方(簡易)裁判所 をもって、第一審管轄裁判所とする。

2 第48条第十一号、第60条第4項及び第67条第3項に関 する訴訟についても、前項と同様とする。

(市及び近隣住民との協定の遵守)

第69条 区分所有者は、管理組合が○○市又は近隣住民と締 結した協定について、これを誠実に遵守しなければならな V)

(細則)

第70条 総会の運営、会計処理、管理組合への届出事項等に ついては、別に細則を定めることができる。

(規約外事項)

- 第71条 規約及び使用細則等に定めのない事項については、 区分所有法その他の法令の定めるところによる。
- 2 規約、使用細則等又は法令のいずれにも定めのない事項 ┃ 2 規約、使用細則等又は法令のいずれにも定めのない事項 については、総会の決議により定める。

「※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定〕

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

(規約原本等)

- 第72条 この規約を証するため、区分所有者全員が署名し た規約を1通作成し、これを規約原本とする。
- 2 規約原本は、管理者が保管し、区分所有者又は利害関 係人の書面による請求があったときは、規約原本の閲覧 をさせなければならない。
- 3 規約が規約原本の内容から総会決議により変更されて いるときは、管理者は、1通の書面に、現に有効な規約

ては、対象物件所在地を管轄する○○地方(簡易)裁判所 をもって、第一審管轄裁判所とする。

2 第48条第十一号、第60条第4項及び第67条第3項に関 する訴訟についても、前項と同様とする。

(市及び近隣住民との協定の遵守)

|第69条 区分所有者は、管理組合が○○市又は近隣住民と締 変更箇所なし 結した協定について、これを誠実に遵守しなければならな

(細則)

第70条 総会及び理事会の運営、会計処理、管理組合への届 出事項等については、別に細則を定めることができる。

(規約外事項)

- 第71条 規約及び使用細則等に定めのない事項については、 区分所有法その他の法令の定めるところによる。
- については、総会の決議により定める。

〔※管理組合における電磁的方法の利用状況に応じて、次 のように規定〕

(ア)電磁的方法が利用可能ではない場合

(規約原本等)

- 第72条 この規約を証するため、区分所有者全員が署名し た規約を1通作成し、これを規約原本とする。
- 2 規約原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関 係人の書面による請求があったときは、規約原本の閲覧 をさせなければならない。
- 3 規約が規約原本の内容から総会決議により変更されて いるときは、理事長は、1通の書面に、現に有効な規約

変更箇所

「及び理事会」を削る。

変更箇所なし

•第2項、第3項、第4項、第5 項及び第6項中の「理事長」を 「管理者」に書き換える。

の内容と、その内容が規約原本及び規約変更を決議した 総会の議事録の内容と相違ないことを記載し、署名した 上で、この書面を保管する。

- 4 区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、管理者は、規約原本、規約変更を決議した総会の議事録及び現に有効な規約の内容を記載した書面(以下「規約原本等」という。)並びに現に有効な第18条に基づく使用細則及び第70条に基づく細則その他の細則の内容を記載した書面(以下「細則内容書面」という。)の閲覧をさせなければならない。
- 5 第2項及び前項の場合において、<u>管理者</u>は、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
- 6 <u>管理者</u>は、所定の掲示場所に、規約原本等及び細則内 容書面の保管場所を掲示しなければならない。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

(規約原本等)

- 第72条 この規約を証するため、区分所有者全員が書面に 署名又は電磁的記録に電子署名した規約を1通作成し、 これを規約原本とする。
- 2 規約原本は、<u>管理者</u>が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、 規約原本の閲覧をさせなければならない。
- 3 規約が規約原本の内容から総会決議により変更されているときは、管理者は、1通の書面又は電磁的記録に、現に有効な規約の内容と、その内容が規約原本及び規約変更を決議した総会の議事録の内容と相違ないことを記載又は記録し、署名又は電子署名した上で、この書面又は電磁的記録を保管する。
- 4 区分所有者又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、管理者は、規約原本、規約変更を決議した総会の議事録及び現に有効な規約の内容を記載した書面又は記録した電磁的記録(以下「規約原本

の内容と、その内容が規約原本及び規約変更を決議した 総会の議事録の内容と相違ないことを記載し、署名した 上で、この書面を保管する。

- 4 区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、理事長は、規約原本、規約変更を決議した総会の議事録及び現に有効な規約の内容を記載した書面(以下「規約原本等」という。)並びに現に有効な第18条に基づく使用細則及び第70条に基づく細則その他の細則の内容を記載した書面(以下「細則内容書面」という。)の閲覧をさせなければならない。
- 5 第2項及び前項の場合において、<u>理事長</u>は、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
 - 6 <u>理事長</u>は、所定の掲示場所に、規約原本等及び細則内 容書面の保管場所を掲示しなければならない。

(イ)電磁的方法が利用可能な場合

(規約原本等)

- 第72条 この規約を証するため、区分所有者全員が書面に 署名又は電磁的記録に電子署名した規約を1通作成し、 これを規約原本とする。
- 2 規約原本は、<u>理事長</u>が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、 規約原本の閲覧をさせなければならない。
- 3 規約が規約原本の内容から総会決議により変更されているときは、理事長は、1通の書面又は電磁的記録に、現に有効な規約の内容と、その内容が規約原本及び規約変更を決議した総会の議事録の内容と相違ないことを記載又は記録し、署名又は電子署名した上で、この書面又は電磁的記録を保管する。
- 4 区分所有者又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、理事長は、規約原本、規約変更を決議した総会の議事録及び現に有効な規約の内容を記載した書面又は記録した電磁的記録(以下「規約原本

等」という。)並びに現に有効な第18条に基づく使用細則及び第70条に基づく細則その他の細則の内容を記載した書面又は記録した電磁的記録(以下「細則内容書面」という。)の閲覧をさせなければならない。

- 5 第2項及び前項の場合において、<u>管理者</u>は、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
- 6 <u>管理者</u>は、所定の掲示場所に、規約原本等及び細則内 容書面の保管場所を掲示しなければならない。
- 7 電磁的記録により作成された規約原本等及び細則内容 書面の閲覧については、第49条第5項に定める議事録の 閲覧及び提供に関する規定を準用する。

附則

(規約の発効)

第1条 この規約は、○年○月○日から効力を発する。

等」という。)並びに現に有効な第18条に基づく使用細則及び第70条に基づく細則その他の細則の内容を記載した書面又は記録した電磁的記録(以下「細則内容書面」という。)の閲覧をさせなければならない。

- 5 第2項及び前項の場合において、<u>理事長</u>は、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
- 6 <u>理事長</u>は、所定の掲示場所に、規約原本等及び細則内 容書面の保管場所を掲示しなければならない。
- 7 電磁的記録により作成された規約原本等及び細則内容 書面の閲覧については、第49条第5項に定める議事録の 閲覧及び提供に関する規定を準用する。

附則

(規約の発効)

第1条 この規約は、○年○月○日から効力を発する。